

The Gateway to Understanding Global Challenges

特集 法の支配

平和と公正を すべての人に



『JiCA Magazine』は、開発途上国が向き合う課題や、その課題解決に向けて国際協力に取り組む人々を紹介するJiCAの広報誌です(偶数月1日に発行)。

編集・発行：独立行政法人 国際協力機構
Japan International Cooperation Agency : JiCA

contents

02 世界を見る目

04 特集 法の支配

平和と公正を
すべての人に

08 KEYWORDS

法の支配とつながる7つのキーワード

10 国内の法の支配 ① in ラオス

ラオスの法律家を育てる
持続可能な法制度整備支援

12 国内の法の支配 ② in グアテマラ

住民との信頼関係がガンを握る
地域警察プロジェクト

14 法の支配の強化 ① in ウクライナ

公共放送の役割を自覚し
正しい報道を続ける

16 法の支配の強化 ② in 南スーダン

信頼できる選挙を実施し
国づくりへの一歩を踏み出す

18 国家間の法の支配 ①

海洋法の理解を深め
紛争の平和的解決を学ぶ

20 国家間の法の支配 ② in フィリピン

沿岸警備隊を強化して
ともに安全な海をつくる

22 地球ギャラリー

28 JiCA 海外協力隊 MY STORY

30 THE 研修

32 今日ナニ食べた? 33 社会貢献の英語

34 教えて! 外務省 知っておきたい国際協力

36 知的好奇心を刺激する To DO List

38 広報部から/アンケートのお願い/定期送本のご案内

39 JiCA PRESS 40 私たちのSDGs

*掲載されている情報は取材当時のものです。

*免責：本冊子の地図上の表記は図示目的であり、いずれの国及び地域における、法的地位、国境線及びその画定、並びに地理上の名称についても、JiCAの見解を示すものではありません。

COVER PHOTOS: JiCA (上から時計回りに) 日本をモデルに地域警察を導入するグアテマラ、南スーダンが独立時に実施した住民投票の様子 / Photo: Getty Images、ラオスの司法大臣をはじめとする関係者が民法典の施行を祝う、フィリピン沿岸警備隊に供与された97m多目的船、戦地で取材にあたるウクライナ公共放送局の記者 / Photo: Yurii Rudenko, Suspihne Mykolaiv



信頼で世界をつなぐ
Leading the world with trust



looking
beyond horizons

ルールに基づくことで 心地よいリズムが生まれる

シシド・カフカ さん | ミュージシャン、俳優



SHISHIDO Kavka

メキシコ出身。中学校時代をアルゼンチンで過ごし、ドラムを始め。ドラムボーカルのスタイルで2012年にCDデビュー。ミュージシャン、俳優、モデルなど多方面で活躍。18年10月より「el tempo」を主宰。現在2か月に1回、渋谷 duo MUSIC EXCHANGEにて定期公演を開催しており、今回は6月15日予定。8月11日公開の映画『リバー・リリー』に俳優として出演。

「ブエノスアイレスで通っていた中学校にはいろんな肌の色、髪の色の人やいて、制服さえ着ていればスカートの長さも靴も自由。多様性が当たり前で、校則というものを意識した記憶がないです」

シシド・カフカさんは10代のときに印象的な異文化体験をしたアルゼンチンへ、2018年に再び渡った。打楽器による即興演奏のコンダクター(指揮者)を志し、100種類以上ものサインで構成されるサインシステムを学ぶためだ。そして帰国後、そのサインを使ったリズムイベント「el tempo」をスタートした。異なるバックグラウンドをもつ打楽器奏者たちがサインシステムという共通ルールを理解し、守ることで生まれるリズムは、その場にいる観客だけが体感できる、まさに一期一会の音楽だ。

「同じサインを同じ順番で出しても、解釈は人それぞれだから、決して同じ音楽にはならない。サインシステムのおもしろさは、大枠のルールがあり、その余白で遊べる点だと思います。サインを誰がどう解釈して、どんなリズムを出してくるかわからないけれど、皆コンダクターのサインを見れば、誰がどの枠組みのなかでどう遊んでいるのかを理解できる。自分たちがどこへ向かっているのかを共有できている状態なんです。だからサインというルールは、安心材料の提示なのだろうと思います」

ルール=法律という大枠のなかで、人は安心して自分なりの考えでよりよい社会を目指すことができる。同じルールに従っていても、人が変われば出来上がる社会も変わっていく。シシドさんの「el tempo」は、私たちが生きる世界を考える示唆に富んでいる。21年の東京パラリンピック閉会式に出演したときも、限られた時間の中で、サインという共通ルールから生まれるリズムは国境や言葉、文化的背景を超えて人々の心をつないだ。

「実は閉会式の前に、選手の方々のために演奏したんです。立ち上がって踊ったり、車椅子で駆けつけて盛り上がりしてくれたりする姿を見てすごくうれしくて。本番もみんなと一緒にやりたいから、このサインを覚えておいて!と伝えて、掛け合いの時間をいただきました」

ルールが異文化コミュニケーションのツールにもなることを、シシドさんは音楽を通して体感している。「ルールに基づくからこそ、皆が同じ方向を向いてひとつのものをつくれるのだと感じます」

特集 法の支配

平和と公正を すべての人に

「法の支配」とは、国家権力を法の下に置き、権力の濫用から特に脆弱な者を守り、人々の自由や権利を保障するという考え方。すべての国の国内のみならず、国際社会においても不可欠な基本原理だ。SDGs目標16「平和と公正をすべての人に」も、ターゲットのひとつに国家・国際的なレベルでの法の支配の促進を掲げている。法の支配の実現に向けて、JICAが進めるさまざまな取り組みを紹介する。

私たちの身近にある 「法の支配」との接点

法の支配を守り発展させていくことは、私たちの自由や権利、人間の尊厳を守ることにつながる。法の支配と私たちの生活との接点の例を示した。

国際的なルールに則って行われる貿易や、公正な取引、協力、競争が、活発な経済活動を促す。海運を利用した貿易を行う場合は安全に航行することが不可欠。JICAは海上保安分野の協力も行う (P20-21、P30-31参照)。

政府から独立した公共放送が目指すのは、正確・公平・公正な報道を行うこと。権力の監視など、法の支配を強化するための重要な役割をもつ。JICAは公共放送の機能強化などを各国で行っている (P14-15参照)。

世界人権宣言や日本国憲法などに記されている「表現の自由」は、達成すべきと考えられている人類共通の権利のひとつ。国家による検閲の禁止や著作権を守ることで表現の自由が実現する。

犯罪の予防や取り締まり、捜査などにあたる警察は、法の執行機関として国民の生命、身体、財産を保護している。日本には住民から信頼される地域警察が根づいており、JICAも各国で地域警察アプローチを支援 (P12-13参照)。

法の支配を実現し、国民の人権を保障するために欠かせないのが公平で公正な裁判。JICAは法令の整備・運用改善、法律に関わる人材の能力強化などに加えて、裁判を含む司法へのアクセスを可能にする協力も実施 (P8参照)。

選挙は国民が主権を行使し、政治に参加する重要な機会。選挙管理委員会の能力や国民の選挙に対する理解や参加を高めることで、自由で公正な選挙につながる。JICAは選挙管理委員会の主権者教育などを実施 (P16-17参照)。

語る人

TMI総合法律事務所
弁護士

酒井邦彦さん
SAKAI Kunihiko

法務省、外務省、国連機関などでさまざまな法律制度整備支援、司法改革、汚職防止、犯罪者の更生支援、子ども虐待防止のプログラムの企画・実施に携わってきた。現在、弁護士、国際民事法律センター理事など。

JICAガバナンス・平和構築部

竹原成悦さん
TAKEHARA Masayoshi

中国事務所、東南アジア第二課長(カンボジア、ラオス担当)などを経て、2022年3月より現部署で勤務。法・司法、行政・財政・金融などガバナンス分野全般の方針作成、事業推進、外部パートナー連携に従事。

国際社会が不安定さを増すなか、国連をはじめとした国際会議や、岸田文雄首相の演説などで、国内外で繰り返し言及されている「法の支配」。国家権力を法の下に置き、権力の濫用から特に脆弱な者を守り、人々の自由・権利を保障するという考え方だ。

ただし、「法の支配」における「法」とは、法律とは異なる意味だと弁護士の酒井邦彦さんは語る。「わかりやすく言い換えるなら、「正義」でしょうか。法(正義)による支配を促進することは、人が与えられた命を最大限に発揮できる喜びをもつこと、つまり人間の尊厳を守ることにつながります」

一般にはなじみの薄い「法の支配」を理解するうえでヒントになるのが、

SDGs(持続可能な開発目標)だと酒井さんは言う。「『人や国の不平等をなくそう』『平和と公正をすべての人に』など、SDGsの17の目標はすべてが人間の尊厳を守り高めるためのもの。言い換えれば、SDGsは法の支配を促進するための方法を具体的に示したもののなのです」

世界には司法制度、行政、警察、メディアなどが機能していないゆえに法律が正しく運用されず、人々の権利が守られていない国や地域が多数存在する。国際機関の調査を例にとると、民事や行政の問題で救済されていない人が14億人*1、児童労働に従事する子どもが1.6億人*2など、多くの人が自由や権利を脅かされ苦しんでいることが指摘されている。

問題解決に向けてJICAが取り組んで

社会基盤をともにつくるパートナー

国際機関、行政機関、公的団体、NGOなどさまざまな組織が、それぞれの特徴を生かして法の支配を促進するための取り組みを進めている。JICAとともに法の支配に取り組むパートナーからのメッセージを紹介。



国際刑事裁判所 裁判官
赤根智子さん AKANE Tomoko

司法過程における取り組みは、法の支配の推進に深く関わっています。国際刑事裁判所 (ICC) が取り組む戦争犯罪人などに対する裁判は、当該国の司法当局のみならず、国民の協力を得ながら進めます。当裁判所の書記局は、アウトリーチ (事件の起きている国の住民に対して行うICCに関する教育・啓発・普及活動) の一環として、被害者や加害者コミュニティでの啓発活動を行っています。JICAの行う法制度整備支援活動に深く敬意を表します。息の長い活動をお願いします。



アウトリーチ活動の一環で、実際の刑事裁判に関し、関係がある地域住民への啓発活動を行う様子 (マリ)。



法務省 審議官
柴田紀子さん SHIBATA Noriko

法務省では、長年、JICAとともに法制度整備支援などを実施してASEANを含む各国の法の支配の推進に貢献し、信頼関係を築き上げてきました。2023年7月には東京で日ASEAN特別法務大臣会合を開催します。これを機に、法制度整備支援などのいっそうの充実を図り、法の支配の強化に努めてまいります。



ASEAN高級法務実務者会合に参加した柴田さん。日本はASEANが法分野において協力を強化する「対話パートナー」に域外国として初めて選ばれた。



さまざまな国際研修を実施するUNAFEI。写真は久しぶりに対面で開催した「汚職防止刑事司法支援研修」時のもの。

国連アジア極東犯罪防止研修所 所長
森永太郎さん MORINAGA Taro

国連アジア極東犯罪防止研修所 (UNAFEI) は、途上国の刑事司法・犯罪者処遇に関する国際研修などを通じて、長年にわたり数多くの国の法の支配の強化に貢献してきました。昨今の国際情勢のなか、開発協力は法の支配なしには考えられません。UNAFEIは今後もJICAとの連携の下、世界各国の刑事分野における法の支配の浸透に向けて努力を続けていきます。



日本司法支援センター (法テラス) 本部国際室 室長・弁護士
富田さとこさん TOMITA Satoko

法テラスが携わる外国人支援の現場では、「法律家が私を助けてくれるはずはない」と思い込み、手当てが遅れてしまった方に会います。母国で「法に守られていた」という経験があれば、もっと早くに声を上げられていたかもしれません。国内の法的支援をスムーズに実施するためにも、内外で法の支配を行き渡らせようとするJICAの努力に期待しています。



打ち合わせをする富田さん。法テラスは困っている外国人の相談に乗ったり、外国人が暮らしやすくする支援を行う。



ASEAN警察長官会合事務局を訪問し、国際金融犯罪対策での協力について事務局次長と議論した。

国際刑事警察機構 金融犯罪・汚職対策センター オペレーション課長
嘉屋朋信さん KAYA Tomonobu

国際刑事警察機構 (ICPO-INTERPOL) は各国の警察機関を構成員とし、犯罪の捜査における国際的な協力を目的とした機関です。法の支配の促進を妨げる汚職や組織犯罪との各国の戦いを支援するため、国際犯罪に関する情報の収集と交換、国際手配書の発行、捜査能力向上のための訓練などを行っています。JICAとの協力により各国への支援を強化し、法の支配を国際社会の隅々まで浸透させるよう努めます。



きた活動のなかでも、核といえるのが法制度整備支援だ。名古屋大学名誉教授の森嶋昭夫さんによるベトナムへの協力を契機として、1990年代から法学者、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会 (日弁連)、外務省、JICAなどがベトナムやカンボジア、ラオスなどで支援を行ってきた。アジア各国でこの取り組みに携わってきた酒井さんは、日本の特徴は長い目で見た一貫性のある協力だと語る。「まず、良い法律をつくること。その法律が適用されるための良い法制度をつくること。さらに良き法律家を育てることで、初めて法律や制度に魂が吹き込まれるのです」

また、それぞれの国の制度や文化、考え方を大切に「テーラーメイドの協力」も日本の特徴だと酒井さんは説明する。そのため、プロジェクトを始める前

に徹底したニーズ調査を行い、そのニーズを客観的に検証しながら丁寧に協力を進めていくのが日本流。たとえばカンボジアの民法・民事訴訟法起草支援の際には、この分野の日本の専門家たちがカウンターパートと200回もの会議を重ねて起草作業を行ったという。

現地に寄り添いながら進められてきた日本の法制度整備支援だが、「整備された法律を、一般の人々が理解し、活用するには時間がかかります。ですから、法律が自分たちの権利を守ってくれるという考えをもってもらうこと、司法へのアクセスを改善することも大切と考えています」と語るのは、JICAガバナンス・平和構築部の竹原成悦さん。たとえばカンボジアでは、JICAによる協力のなかで初めて裁判の判決書が公開され、人々が司法省のウェブサイトを通じて閲覧するこ

とができるようになったという。「法の支配のため、法制度整備支援以外にも、警察、メディア、ビジネスと人権などの分野にも力を入れています」と竹原さんは続ける。インドネシアやグアテマラでは、日本の交番制度をモデルに市民に信頼される警察組織づくりに協力している (P12-13参照)。ウクライナやコソボでは、政府から独立して中立的な立場で情報発信を行う公共放送を支援 (P14-15参照)。また、持続可能な力産業界の実現を目標に、児童労働などの人権問題の解決に向けた企業・NGOとの協働・共創の取り組みを始めている。国内の関係省庁、専門家、企業、NGO、国際機関など、多種多様なパートナーと連携しながら、今後も取り組みをいっそう深めていく予定だ。法の支配はまた、国際社会にも適用さ

れる概念だ。小国も含めすべての国が力の恐怖から解放されるため、国連憲章の紛争の平和的解決や武力行為の禁止に代表される国際法を遵守することが不可欠なのだ。

法の支配が後退したときも前進に向けて歩み続けたい

「日本が提唱し、他の多くの国々が賛同している『自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)*3』に、各国・国際機関と連携しながら、開発協力を通じて貢献していきたい」と竹原さんは語る。FOIPとは、太平洋からインド洋に至る広大な地域において自由と法の支配を擁護し、地球規模の課題に対処し、地域全体の連結性を高め、安全・安定を確保することで、地域全体の平和と繁栄を目指すというもの。海洋国家である日本にとって、海上保安能力の

強化も重要課題で、JICAの協力の一例として、2015年から海上保安庁などと連携し、海上保安分野の専門家を育成するプログラムが実施されている (P30-31参照)。ロシアによるウクライナ侵略など、力の行使が相次ぐ近年、法の支配の後退を指摘する声もある。しかし、これまでの支援が無に帰することは絶対ないと酒井さんは力を込める。「法の支配を促進するということは、人々の心に個人の尊厳や自由の大切さをより広く深く植え付けていくということ。非常に時間がかかるものですが、人類の歴史のなかで行きつ戻りつしながらも着実に前進してきました。ですから、後退が見られるときも決して歩みを止めず、前進に転じられるよう支援を推し進めていくべきだと思います」

日本でも暮らしやすくなる支援を行う。界に目を向け共感力を養うことで、法の支配の大切さを認識してほしいという酒井さんの言葉に、竹原さんも頷く。「ウクライナ侵略で、自由や人権が脆い基盤の上にあるという現実が改めて顕在化しました。法の支配を促進する意義をきちんと受け継ぎ、さまざまな主体が連携して守っていかないと崩れてしまうのだと。私たちが危機感をもって世界を見て向き合っていくことが大事だと思います」

私たち一人ひとりが自分ごととして世界をウォッチし、行動することも、法の支配の維持や強化を後押しするに違いない。



もっと知りたい
法の支配とJICA
ガバナンス分野の
協力概要はこちら



人間の安全保障 Human Security

人々の保護と能力強化を通じて、すべての人々が恐怖と欠乏から免れ、尊厳を全うすることができる世界を創る、という考え方。JICAは人間の安全保障をすべての取り組みに通底する理念として開発協力を推進している。一部の国家において、国民を保護すべき政府が国民、特に脆弱な人々の尊厳を脅かし、法の支配や

言論の自由の危機などが深刻化するなか、平和や秩序の維持・強化に向けた協力の重要性は増している。



人間の安全保障と開発協力についてのYouTube動画はこちら

KEYWORDS

法の支配とつながる7つのキーワード

法の支配と深くつながる理念から近年話題の言葉まで、特集を読み進めていくうえで欠かせない7つの用語をピックアップ。それぞれの言葉の定義に加え、JICAの取り組みとの関連を示した。



民主主義 Democracy

権力は人民に由来し、権力を人民が行使するという考えとその政治形態（広辞苑）。自由で公正な選挙の有無で民主主義か否かを判断するという考え方もある。民主主義は経済や社会の発展を支え、社会の分断を回避し、公正で誰も取り残さない社会を実現するためにきわめて重要だ。民主主義の下、人々の意思が

法に反映され、個人・集団、そして政府も法の制約を受けるという点で、民主主義と法の支配は支え合っている。JICAの法の支配に向けた支援は、民主主義の定着や浸透にもつながっている。一方、政治制度としての民主主義は多様で、普遍的な価値とともに相手国の制度や文化を尊重する姿勢が協力を進めるうえで不可欠。

司法アクセス Access to Justice

裁判など、紛争を適正に解決するための手続きを誰もが利用できるようにするための取り組み、そのための制度。なお、適正な内容のルールが整備され、公正に運用されたとしても、市民側にルールや手続きについての基礎知識がなければ多様な紛争解決制度にアクセスできず、法の支配の下で保障された権利や利益を

享受できない。そこで JICA は、法情報提供サービスや弁護士会組織の強化、法令の普及・啓発などを行い、紛争解決手続きの最初の一步を踏み出しやすくしている。また、裁判によらず法的トラブルを解決する調停などの裁判外紛争解決手続(ADR^{*1})の促進にも取り組み、司法アクセスの向上を目指している。



国際法 International Law

国家間や国際社会を規律する法。国家間の文書合意である「条約」、文章化されていないが慣行として成立している「慣習国際法」、各国国内法に共通して存在する「法の一般原則」から成る。国内法と異なり、統一的な立法機関がない、当事国合意がなければ裁判できない、実効的な執行機関がないなどの特徴がある。外交、

貿易、環境保全、人権保障など国際社会のさまざまな分野の活動を支えている。また国際法の存在が大国の力による支配をけん制し、国の大小を問わず法の支配下での平等を保障しており、世界の平和と安全の維持につながっている。JICAでも国際法に携わる人材の育成を支援している(P18-19に関連記事)。

自由で開かれたインド太平洋 (FOIP) Free and Open Indo-Pacific

日本政府が提唱し多くの国・機関が賛同する「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」は、力や威圧ではなく、自由、法の支配、多様性、包摂性、開放性を重視しながら発展させる構想。JICAは、法制度整備や海上保安分野などの法の支配に向けた協力を行っている。加えて、インフラ・人・デジタルなどの連結性の強化な

どを支援し、FOIPに通底する「自由」と「法の支配」を維持・強化し、地域の平和、安定、繁栄の促進を目指している(P20-21に関連記事)。なお、FOIPは必ずしもインド太平洋地域だけに適用されるものではなく、中東やアフリカ、中南米に至るまで、FOIPのビジョンを共有する各国と、その推進に取り組んでいくもの。



主権者教育 Voter Education

国民が政治や社会に関心をもち、自分ごととして捉えたい選挙などに主体的に参加する態度を養う教育のこと。主権者教育は、民主主義の根幹である選挙が安定して円滑に行われるために重要な取り組みであり、市民の民主主義への理解を深め、エンパワーメントを促し、人間の安全保障の実現にもつながる。JICAで

は選挙の意義や制度、有権者登録方法、投開票の仕方などを伝える啓発活動が、選挙時だけでなく平時にも行われることを重視。具体的には選挙管理委員会による学校などへの出前授業の導入、選挙管理の実務作業を説明した教材の開発、オンラインセミナーの実施などさまざまな方法で途上国の関係機関を支援している。

偽情報 Disinformation

意図的に広められる虚偽情報や不正確な情報。偽情報のうち、選挙など民主主義の重要な手続きに影響を与える情報操作型のサイバー攻撃は国家の意思決定を左右し、国家の存立をおびやかす存在ともなる。一方で公的機関が行う情報管理は、情報操作防止が目的であっても表現の自由の侵害にもつながりかねない。総

務省が2020年に公表した調査^{*2}によると、偽情報に気づききっかけは「後から報道で(真実を)知った」が最多だった。偽情報に触れずにいることは難しいが、メディアリテラシーの向上など情報の受け手が真偽を判断できる環境整備が大事。この点から JICA では信頼できる公共放送の育成に取り組む(P14-15に関連記事)。



ラオスの法律家を育てる 持続可能な法制度整備支援

約20年にわたるJICAのラオスへの法制度整備支援により、2018年にラオス初の民法典が成立。弁護士や裁判官、検察官など次世代の法律家を育成することを重視する、寄り添い型支援とは？

案件名 法の支配発展促進プロジェクト
2018年7月～2023年7月

語る人

法務省 法務総合研究所 国際協力部
副部長

須田 大さん
SUDA Hiroshi

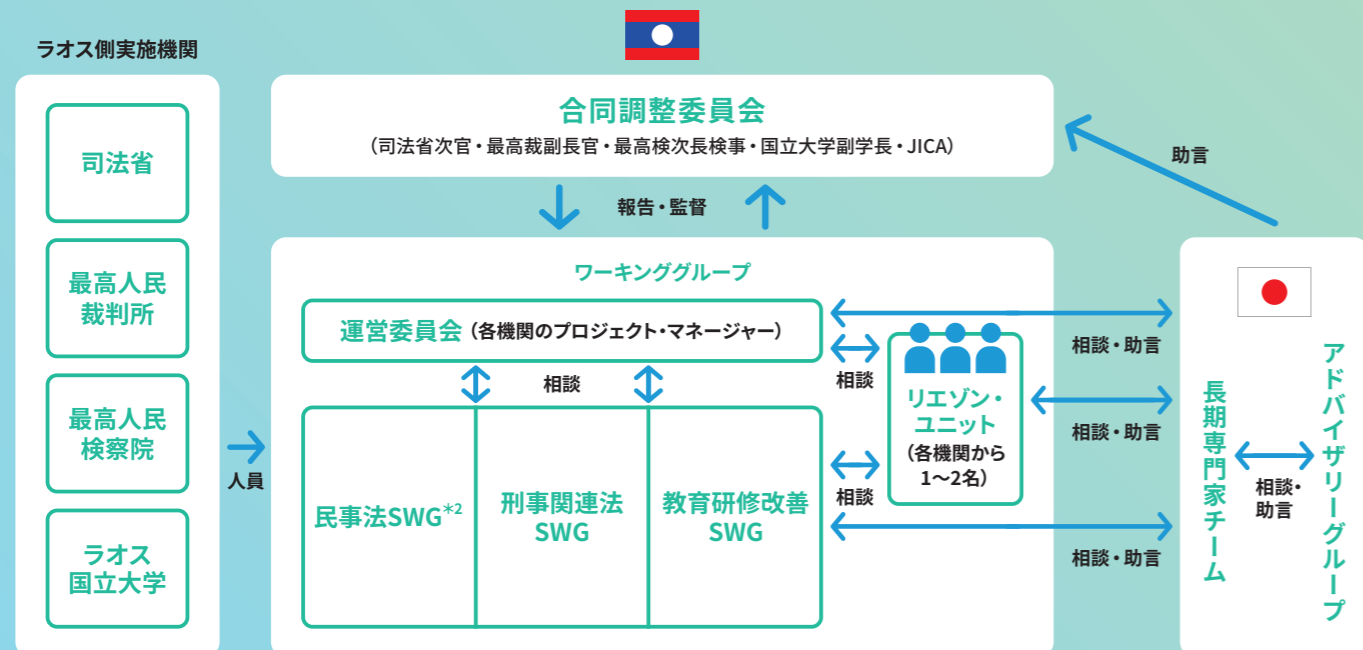
2001年より検察官として地方検察庁での勤務後、13年から法務省法務総合研究所国際協力部に異動し、15～18年ラオスに派遣。21年4月より現職。

法の支配は政治を安定させ、社会の公平を保ち、経済成長を促し、国を発展させていく。そのために日本が途上国に対して法律づくりや人材育成など、法制度関連の環境を整える支援をするのが「法制

度整備支援」だ。ラオスを例に紹介しよう。1975年に誕生した社会主義体制のラオスは、政情が不安定だったため経済開発が遅れていたが、86年より市場経済を導入したのを契機に、国際社会に適應するための法制度整備を早急に行う必要が生じた。ラオスからの要請を受け、JICAでは98年から日本での研修や現地セミナーを実施していたが、本格的に法制度整備支援を開始したのは2003年のことだ。「法律や制度は、その国に根づき運用されることが何よりも大切です」。こう話すのは、法務省の法務総合研究所国際協力部 (ICD) 副部長の須田大さん。日本国内でラオスへの法制度整備支援に携わった後、JICA長期専門家として15年から18

年にラオスに派遣された経歴をもつ。「日本の法律や制度を相手国に押しつけるのではなく、相手国の歴史や文化、生活習慣を尊重し、その国の実情に合った法制度をともに考えてつくる必要があります。また、その法律や制度を適切に運用し、必要に応じて改正できる人材を育てることも大切です。そうした理念から、法律や制度をつくる過程を重要視しています」。日本の法制度整備支援が、プロセス重視の寄り添い型といわれる所以だ。須田さんは続ける。「日本式の支援が評価されているのは、その理念を実現するために法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会、大学機関、そして実務法曹^{*1}のオールジャパンによる支援体制が整備されてい

ラオスにおける法制度整備支援の枠組み



1 プロジェクトメンバーの法律への理解力向上を目指し、組織の垣根を越えて議論を重ねた。2 首都ビエンチャンにある国立司法研修所。裁判官、検察官、弁護士を目指す人が一緒に研修を受けている。3 検察官である須田さん(左から3人目)は法曹人材育成と刑事分野の実務改善を担当。4 プロジェクトで作成された教科書や実務マニュアル。

る点だと思います。そして何よりも、長期専門家が駐在し、日常的な支援活動を展開しているのが最大の特徴です」
現在ラオス最高人民裁判所副長官であり、JICAのプロジェクトにワーキンググループメンバーとして参加したブンクワン・タヴィサックさんも次のように振り返る。「われわれと共通認識を形成してから一歩一歩着実に進めてくれたので、非常に活動しやすかったです。基本的にラオス人が主導し、必要なときにいつでも専門家から助言を受けられる体制をつくってくれました」
司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学という法に関わる4機関を巻き込んだ活動であること、各機関から若手メンバーを選びワーキ

ンググループや各機関との橋渡しを担う「リエゾン・ユニット」を設置している点は、人材育成にフォーカスするラオス独自の枠組みだ。また15年には裁判官、検察官、弁護士と一緒に養成する国立司法研修所が設立され、ともに学ぶことでほかの職種への理解が進み、法律について共通認識をもつようになった。
そうした取り組みが結実したのが、20年に施行されたラオス史上初の民法典だ。JICAが起草に関わり施行された民法はベトナム、カンボジア、ネパールに続き4か国目となる。起草作業に6年に及ぶ時間をかけたのは、日本のサポートを受けながらラオスが主体となり、条文案を深く理解したうえで議論して自分たちで作りあげたためだ。

22年に現地を再訪した須田さんは、法律家の実務能力の向上ぶりに驚いたという。「文化や歴史に根ざした思考様式が抽象化され、法律や制度になっていく。そこに外国人が変化をもたらすのは大変な作業です。相手の変化の兆しやモメンタム(勢い、はずみ)を感じて待ち、常に寄り添いながら目標に向かってともに歩む。そうすることで少しずつ形を変え、定着していくのだと思います」。20年に及ぶ法制度整備支援は着実に芽を出し、ラオスで花開こうとしている。



**もっと知りたい
法制度整備支援**
プロジェクトの詳細をJICAのサイトでチェック



5 2012年に起草が開始され18年に国会で承認された、630か条から成るラオス民法典。6 民法典完成を祝う歌の作詞・作曲・編曲を手がけたマノデット・チュンタヴォンさんはJICAプロジェクトで通訳などを担当。7 施行日の20年5月27日にはサイシー司法大臣(中央)から日本への謝意と民法普及・活用に向けた協力への期待が述べられた。



ブラジル・サンパウロ州のスラム街で行われた活動を参考に、警察官と地元住民が手を携え、落書きをストリートアートに変える活動を実施。子どもたちも自らの手形で壁画制作に参加した。



国内の法の支配 in グアテマラ

住民との信頼関係がカギを握る 地域警察プロジェクト

人権を尊重し、市民の安全を守る「法の支配」を実現するため、法執行機関の人材育成を進めるグアテマラ。日本の地域警察をモデルに、市民と警察の信頼関係を犯罪の抑止力にしようという取り組みを紹介する。

案件名 地域警察プロジェクト
2021年8月～2026年8月

語る人

JICA 専門家
関川実来さん
SEKIKAWA Miku

新潟県出身、行政改善（犯罪防止）／業務調整専門家。2021年より調整役として地域警察プロジェクトに従事している。中南米での活動が多く、グアテマラの赴任は今回で3回目。

JICA グアテマラ事務所長
山口尚孝さん
YAMAGUCHI Naotaka

JICA 研究所で企画課長としてブルッキングス研究所、戦略国際問題研究所などの共同研究プロジェクトに従事した後、2019年より現職。グアテマラのイストモ大学で教鞭も執る。

麻薬組織やギャングによる犯罪が多発するグアテマラは、2014年時点で殺人発生率が世界9位*と高く、治安状況のよくない国とされていた。とりわけ首都圏は治安上の課題を多く抱えるが、法執行を担う警察組織は1996年までの軍事独裁政権下で人権侵害に加担していた経緯もあり、市民の信頼を得ることができず、その機能を十分に果たせずにいた。このような状況を打破すべく、16年にJICAが技術協力を行う「地域警察プロジェクト」がスタートした。首都圏の4つの警察分署と全国の警察幹部を対象に、地域警察活動の普及と強化のための人材育成に取り組むのだ。調整役としてプロジェクトに

携わる関川実来さんはこう語る。

「地域警察の意義は、地域の治安を住民とともに守ることにあります。地域住民と信頼関係を築くことで住民からさまざまな情報もたらされ、犯罪の未然の防止につながるのです」

JICAグアテマラ事務所長の山口尚孝さんによると、地域警察に注目したのは、グアテマラに先駆けて行われたブラジルの警察改革の成功例が理由である。90年代末、深刻な治安悪化に悩まされていたサンパウロ州都市圏では日本の地域警察の導入に取り組んだ。JICAは、警察庁の協力のもとに現職警官を専門家として派遣し、交番制度の導入支援などを行った。



1 地域警察プロジェクトでグアテマラ側のチームリーダーを務めているカルバル警部（中央）と、チナウトラ市サンタ・イサベル地区コミュニティ開発委員会（自治体に類似する委員会）のメンバー。2 今回のプロジェクトでは地域巡回用のオートバイ200台が日本から供与された。3 商店や家庭を個別に訪問し、信頼を深める警察官。4 子どもたちと交流を図るため、サッカー大会などのイベントを開催。5 ブラジルで行われた研修の様子。6 学校で子どもたちに折り紙を教える。



その結果、同州の治安が大幅に改善したのである。このブラジル流の地域警察手法をグアテマラにも広めることが、「地域警察プロジェクト」の主眼だ。

「プロジェクトでは住民とともにごみ拾いを行い、小中学校を訪問して防犯知識を広め、家庭を訪問して巡回連絡を行うなど、住民とのつながりを強める地道な交流を重ねました。当初、分署に派遣されている警察官たちは地域住民と交流する意義を感じておらず、活動内容に抵抗感を抱いていましたが、住民から声をかけられようになり頼られたりという体験を経て、やりがいを感じるようになっていきました」と関川さんは言う。

こうした活動が変えたのは警察のあり方だけではなく。警察官と触れ合うなかで、地域住民たちにも「地域を守るのは自分たちである」という意識改革もた

らされた。両者に信頼関係が構築された結果、殺人事件が頻発する地域で事件が大幅に減少するなど、治安が改善。さらに地域行政そのものが活性化した。

この成功を受け、21年からは取り組みを首都圏の55の分署・2,500人の警察官に拡大して展開中である。

「16年にスタートしたプロジェクトの成功のカギは、一人ひとりの警察官に親身に寄り添うサポートでした。対象地域が拡大したことで、前回のような個別の寄り添いは難しくなります。将来的にグアテマラが地域警察の業務を独自に維持・発展させることを見据え、各警察分署のトップおよびその上位に位置する警察署の幹部を巻き込みながら進めているところですよ」と関川さんは続ける。

プロジェクトのゴールは、地域警察を政策化・制度化し、全国に展開するこ

と。すでに警察学校や警察内部で行われる昇級コースには地域警察のカリキュラムが盛り込まれており、全国展開に向けてのプロセスが進行中という。また、「コミュニティポリス」という言葉が警察内部、および警察を統括する内務省で一般的に用いられるようになるなど、地域警察という考え方が普及しつつある。山口さんは次のように語る。

「法の支配において大切なのは、人権の尊重という概念です。このプロジェクトが長期的に目指すのは、地域警察によって法の支配に基づく治安維持・改善が行われ、市民の安全が守られることなのです」



もっと知りたい
地域警察の取り組み
プロジェクトの詳細を
JICAのサイトでチェック



© Suspline Lviv, Romana Samokish



© Suspline Ukraine, Volodymyr Shevchuk



© Suspline Mykolajiv, Svitlana Volk

1 2 PBC支局では地下にスタジオを作り、空襲警報が鳴っても放送を続けている。開局当時は古い機材が多かったが、JICAのプロジェクトを通して新しい機材が増えている。3 破壊された支局。窓ガラスに残る銃弾の跡が状況の厳しさを物語る。



© Suspline Odesa, Nikolaieta Solonova



© Suspline Sumy, Andriy Mikheev



4 5 攻撃された現場を取材するPBCの記者たち。常に危険と隣り合わせで、取材するための機材も十分ではないが、懸命に真実を伝えようと日々活動している。6 停電時でも放送を続けられるように日本が供与した発電機。ほかにも高画質のライブ映像を送ることができるモバイル中継装置やカメラなども提供した。

法の支配の強化 ① in ウクライナ

公共放送の役割を自覚し 正しい報道を続ける

民主国家の根幹である「法の支配」が機能しているか監視する役割をもつメディア。
2017年からJICAは「ウクライナ公共放送局」に対して公共放送としての役割が担えるよう協力してきた。

案件名 公共放送組織体制強化プロジェクトフェーズ2
2023年2月～2026年2月

語る人

JICA国際協力専門員
橋本敬市さん
HASHIMOTO Keiichi

新聞記者を経て、2007年からJICA国際協力専門員としてブータン、南スーダン、コソボなどでメディア強化に携わる。ウクライナのプロジェクはフェーズ1から参加。

「今のウクライナは燃料や食料などさまざまなものが不足していますが、いちばん不足しているのは正しい情報です。ロシアからのプロパガンダや偽情報があるなかで、信頼されているのはウクライナ

公共放送局(PBC*)のニュースです。記者たちは足を使い、命がけて情報を得ています。そう語るの、長年JICAでメディア強化に携わっている国際協力専門員の橋本敬市さんだ。

1991年に旧ソ連から独立したウクライナは、2014年のマイダン革命を経て民主化への道を歩んできた。その過程で国営文化TV・ラジオ局、全国23の地方局、映画制作会社など合わせて32社が一つになってPBCがスタートした。

JICAは17年から5年間、報道体制の確立や番組制作の支援、機材の提供などを行うプロジェクトを実施した。「公共放送には、権力から独立してそれを監視し、国民に正しい情報を伝える役割がありま

す。国営放送時代は政府から情報を得るだけだったので、自分の足を使って情報をつかみ、隠された真実を伝える『調査報道』ができるように、NHK国際ショナルの協力を得て、研修やセミナーなどを実施しました」と橋本さんは語る。災害などを想定した緊急時の報道体制の確立や、情報をもっている警察や消防などの機関と記者との関係づくり、番組制作技術の向上なども行った。

そんななかでウクライナ側から出てきたのが、非常時のバックアップセンターを作りたい、という要望だった。「NHK大阪放送局は、大地震などで東京の放送局が機能しなくなったときに、全国に情報を発信するバックアップセンターになっ

ています。そのために、毎日全国放送の訓練を行っています。日本での研修でその様子を見て、自分たちにも必要だと感じたようです」

その要望に応えるためのプロジェクトフェーズ2が始まろうとした矢先に、ロシアによるウクライナ侵略が起きた。当初、首都キーウのテレビ塔が破壊され、橋本さんは日本で気を揉んでいた。「ところがPBCはキーウからポーランド国境に近いリヴィウに拠点を移して放送を続けました。バックアップセンターの候補地としてリヴィウを考えていたので、迅速な対応ができたのではないかと考察する。さらに22年3月にキーウ近郊のブチャで発生したとされるロシア軍によ

るウクライナ人虐殺に関する調査報道が、同年11月、国際テレビ祭「Heart of Europe」でドキュメンタリー部門賞を受賞。今は、政府の要請で民放4局などと24時間ニュースを流し続ける「ニュースマラソン」に参加しているほか、本局と支局をつなぎ、政府の検閲を受けない独自のニュースマラソンも放送中だ。「こうした姿勢が国内外から信頼できるメディアとして評価されています。記者たちも今、報道人として何をすべきなのかを考え、意識高く仕事に臨んでいます」

プロジェクトのフェーズ2は、23年2月から本格的に始まった。初年度の目標は、紛争や災害にも盤石な報道を行うための機材や体制の整備。22ある支局の中

から地域の中核となる拠点局を6つ定め、そのうちの2か所を対象に拠点局の役割などを学ぶ研修を日本で行う予定だ。「法の支配は民主国家の根幹で、それがきちんと機能しているかを監視するのがメディアの役割。ですからメディアは第4の権力と言われます。PBCの記者たちのジャーナリストとしての意識はとて高い。NHKが蓄えてきた経験を共有し、公共放送としてより成熟していくために、私たちもしっかりと協力していきます」



もっと知りたい
公共放送支援

戦時下のウクライナへの支援はこちらでチェック

信頼できる選挙を実施し 国づくりへの一歩を踏み出す

南スーダンでは、2011年の独立以来初めてとなる総選挙が24年に予定されている。公正な選挙の実施に向けて、JICAは選挙管理に対する協力を行っている。

語る人

JICA 専門家
辰巳知行さん
TATSUMI Tomoyuki

選挙管理分野の国連専門家やJICA国際協力専門員を経て、現在はカンボジア選挙管理委員会の能力強化に従事。南スーダンへもアドバイザーとして協力している。

2011年に実施されたスーダンからの独立の是非を問う住民投票。プラスチック製の投票箱に投票用紙を入れる女性。



© Getty Images

法の支配を強化し、民主的な国の根幹を支える選挙。日本では有権者登録から投開票まで、選挙管理は円滑に実施されていて、信頼度も高い。だからこそ選ばれた人に政治を任せることができる。

そうした選挙の実施に必要なのが、選挙管理を公正に透明性高く運営できる「選挙管理委員会」だ。しかし国によっては、選挙管理の知見が不足して混乱を招くこともある。そこでJICAでは長年、選挙管理委員会の能力強化をサポートしてきた。その経験が今、南スーダンで生

かされている。

南スーダンは、スーダンから分離独立した2011年以降、国内紛争で政情不安が続いたが、18年に政府と反政府勢力間で和平協定を締結。24年末に大統領選も含めた初の総選挙が予定されている。しかし過去に独立の賛否を問う住民投票はあったものの、選挙の経験がほとんどない。そこで国際社会による選挙管理支援が実施されていて、JICAも協力している。

選挙の実施には、選挙制度の設計や選挙法の制定をはじめ、有権者の登録、投



上：南スーダンでのセミナーで、選挙管理について話す辰巳さん(中央)。講義の後の質疑応答も活発だった。右：選挙管理委員会の責任者などが集まったセミナーの参加者たちと。



開票所の運営、政党や候補者の登録など実に多くのことが必要になる。アドバイザーとして関わるJICA専門家の辰巳知行さんは、「選挙の実施に向けてやらなければならないことが山積みです」と現状の厳しさを語る。有権者の登録ひとつとっても大仕事だ。「日本の住民登録のような仕組みもなく、出生届さえ出していない人も多いため、18歳以上の有権者を特定し登録するだけでも膨大な労力と資金が必要です」

投票所は全国に数万か所を想定していて、場所だけでなくスタッフの確保とトレーニングも必要だ。「選挙管理委員会は2012年に設立されているものの、事務所には最低限の設備もインターネットもありません。地方には投票箱などを安全に保管する場所もないので、選挙の際には、すべてを中央から持ち込んで投開票の実務に当たることになるでしょう。安

全のために軍や警察が配置されることもあると思います」

こうした状況を少しでも改善しようと、19年度と22年度には選挙管理委員や事務局職員らに向けたワークショップを首都ジュバにおいて実施。また22年度に行った日本での研修では、南スーダンの公共放送の職員も加わり、日本での選挙管理や主権者教育、メディアの役割などを学んだ。研修中に実施されていた茨城県議会議員選挙の投開票所を訪れ、投開票のスムーズな流れや運営方法を視察。前橋市内の小学校では、選挙管理委員会が実施する出前授業を視察し、主権者教育の方法や意義を学んだ。「南スーダンでのワークショップや日本で行われた研修では、日本の選挙管理の経験やノウハウが共有され、人や物が限られたなかで南スーダンでの選挙管理をどのように実施していくのか、熱い議論が交わされま

した」と辰巳さんは語る。

24年の総選挙へ向け、南スーダン政府は準備を進めているが、予定通りに実施するためには、クリアすべき課題はまだ多い。「内戦後に銃を票に持ち替えるという意味で、今の南スーダンは1990年代のカンボジアの状況に似ているかもしれませんが。カンボジアではPKO(国連平和維持活動)のもと、国際社会の協力を得て選挙が実施され、復興のスタートラインに立ちました。南スーダンにおいても信頼できる選挙管理が実施され、人々の声が反映された民主的な国づくりが進むよう、長期的な視点に立った協力が求められています」



もっと知りたい
選挙管理への協力

途上国で活用される日本の選挙管理紹介動画はこちら



日本で行われた研修で、国会議事堂を訪れた南スーダンの研修員たち。



前橋市内の小学校で出前授業(模擬選挙)を見学し、若い世代に選挙の大切さを伝える手法を学んだ。

海洋法の理解を深め 紛争の平和的解決を学ぶ

個人の権利や自由を守るのと同じように、各国の権利や自由を守ることは国際秩序の維持や紛争の平和的解決のために欠かせない。日本がもつ知識や経験を途上国に伝え、ともに国際法の理解を深める取り組みを紹介する。

案件名 課題別研修「国際公法(海洋法と国際紛争の平和的解決)」
2020年度～2022年度

語る人

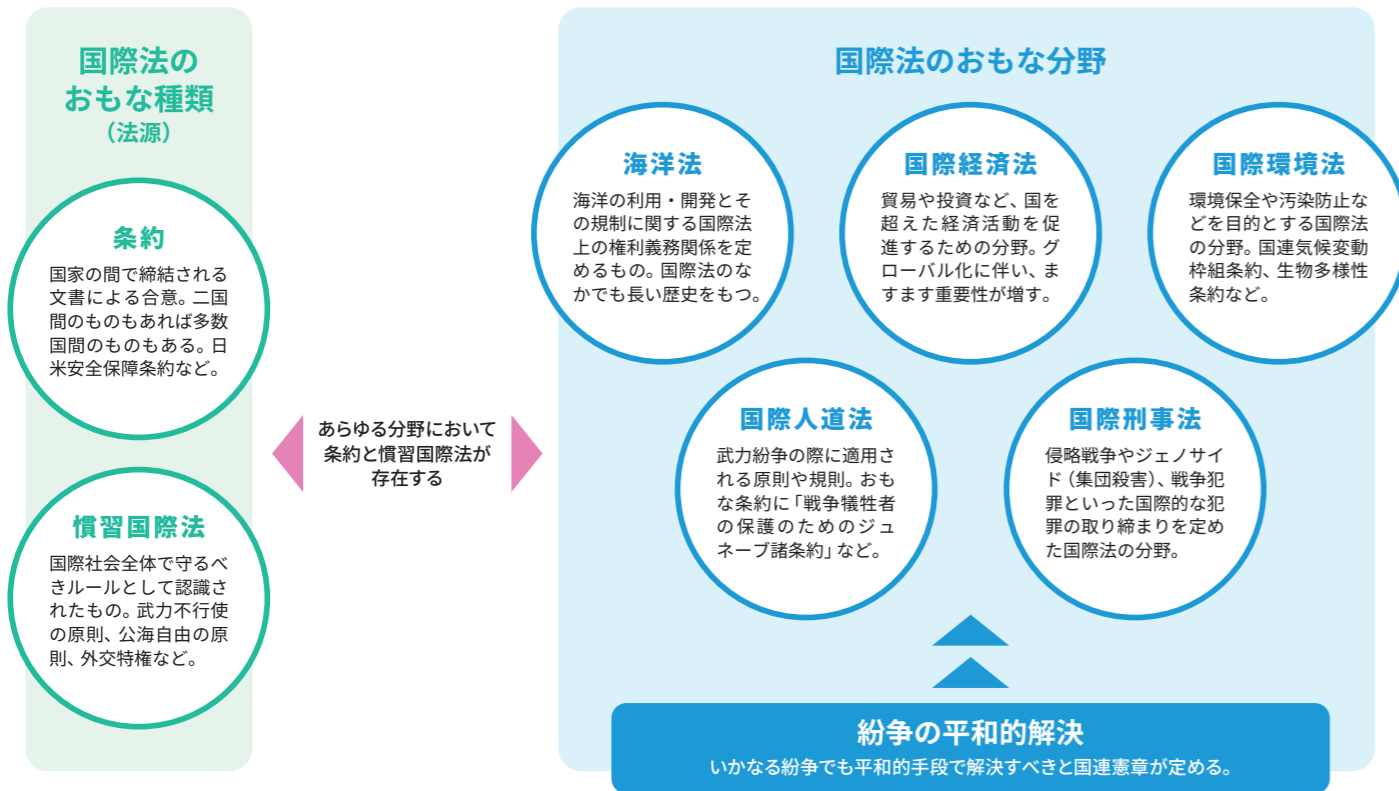
早稲田大学大学院
アジア太平洋研究科 准教授
瀬田 真さん
SETA Makoto

2007年に早稲田大学を卒業後、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスと早稲田大学の大学院で学ぶ。15年より横浜市立大学において、23年からは、早稲田大学大学院アジア太平洋研究科で国際法の研究・教育に従事。

個人の権利や自由を守るために不可欠な法の支配の促進は、一国の国内だけにとどまらず国家間においても重要だ。各国の権利や自由を守り、国際秩序を維持することにつながる。「法の支配によってこそ、小国も含めてすべての国が力の恐怖から解放されます。その際の拠り所になるのが国際法。国連憲章の第2条に『武力行使の禁止』と『国際紛争の平和的手段を用いた解決』が掲げられています。これらは最も大事な国際法だと私は授業で説明しています」と、早稲田大学

准教授の瀬田真さんは言う。
JICAが2020年度から実施する課題別研修「国際公法」は、法の支配の観点から国際法の意義を再確認し、国際法の実践能力の強化を目指すものだ。各年度、外交や海上保安など国際法に関する業務に従事する若手職員や研究者が、ASEANを中心とした国々から参加。瀬田さんは10の講義とディスカッションなどから成り、28名が参加した22年度のコース監修と、1本の講義を担当した。「グローバル化の進展や科学技術の発達

重要度が増す「国際法」とは？



海難事故に対処するための国際法を学ぶ

国際公法分野における中核人材の育成を目指す、JICAの留学プログラム。自国の環境や経済を守る法制度を研究するスリランカ人留学生の声を紹介。

2022年9月から九州大学大学院法学府の修士課程に在籍し、国際法を学んでいます。来日前は、政府などに法律分野の助言を行う検察官として、スリランカの司法長官局に所属していました。スリランカはインド洋の東西を結ぶ要衝に位置しますが、海上交通量の増加に伴い外航船による汚染にさらされています。それが悲劇的な規模となったのが2021年5月のエクスペレス・パール号の事故。同号は最大都市コロンボの沖で火災を起こし、化学物質や燃料が流出。海洋生態系とスリランカ経済に甚大な被害をもたらしました。ところが政府内で賠償をめぐる協議

を進めたところ、スリランカは海洋汚染に関連するいくつかの重要な国際条約にまだ批准していないため、得べき賠償金を失ってしまう可能性があることがわかったのです。留学を通じた私の目標は、船舶による深刻な海洋環境汚染に対処するための効果的な法制度を設計することにあります。修士課程は特に海洋法に関する知識を深める絶好の機会です。指導教授は貴重なコメントや建設的な批評を交えて論文の起草を指導してくれます。国際条約の重要事項を国内法に組み込むなど、日本で得た学びをスリランカの法制度づくりに生かしていきます。

カルドウルワゲ・S・ディランタさん
Kaluduruwage S. Dilantha



エクスペレス・パール号からは硝酸や燃料などが流出。シヨベルカーを使った汚染物質の除去が連日行われた。



© Getty Images

に伴い、国際法が取り扱う範囲や量は増え続けています。短い研修期間では網羅できないため、ASEAN諸国で特に関心が高い『海洋法』と『紛争の平和的解決』に絞り、今日的なトピックも加えていきました」と瀬田さん。「IUU*1(違法・無報告・無規制)漁業」「深海底の鉱物資源」「海洋境界」「海洋生物多様性」といったテーマの講義が、海洋法の基本構造を解説する講義などとともに設定された。「最近話題のIUU漁業は目新しくはないものの、なかなか解決に至らない問題です。隣国によるIUU漁業で経済的権益を侵害されるなどして、国家間の対立に発

展している場合もあります。加えて、漁業資源を持続的に利用するという点で国を超えた協力の必要性が高まっています。研修の後半では、各参加者がテーマを設定して短期・中期・長期的な解決策を策定するプログラムがありますが、多くの参加者がIUU漁業をテーマに選びました。講義や議論を進めていくなかで、自国だけで解決することの難しさを再認識した参加者が多かったと瀬田さんは振り返る。また、自国の主張が絶対的に正しいわけではないと考えるきっかけにもなっていました。「海は公共財と言われることがあります。地球の反対側まで広

がり、海を通して他国とつながっています。ともに環境を守ったり海を共同開発したりする『協力』と、さまざまな紛争を平和的に解決する『対立の解消』という点で、国際法の重要性は高まっています。日本は四方を海に囲まれ、海に関する経験値が非常に高いですが、そういった知見を研修を通じて他国と共有することは大きな意義があると思います。国際法は今、ロシアによるウクライナ侵略によっても注目を浴びている。侵略は国連憲章など国際法に違反しているが、いまだに戦火は収まらない。「これをもって、国際法は役に立っていないという意見もあります。しかし、ロシアは違反を認めて居直っているわけではなく、違反はしていないという主張をしています。国際社会に必要なのは、これまで以上に法を根拠に批判を続けることです。国際社会全体が批判を続けることで違反している側は法や規範を無視することができなくなり、法の支配の実現、つまり平和的な解決へとつながることを期待しています」

CONDITION TO EMPLOY THE PART XV(2)

- Procedure where no settlement has been reached by the parties (Art. 281)
- Obligations under general, regional or bilateral agreements (Art. 282)
- Obligation to exchange views (Art. 283)

Article 283: Obligation to exchange views
1. When a dispute arises between States Parties concerning the interpretation or application of this Convention, the parties to the dispute shall proceed expeditiously to an exchange of views regarding its settlement by negotiation or other peaceful means.

課題別研修のコース監修を担ったほか、講義「UNCLOS*2における紛争解決手続」を担当した瀬田さん。



もっと知りたい
国際公法の研修
研修のレポートを
JICAのサイトでチェック

JICAが供与した97m多目的船。PCGが保有するなかでも最大級の大きさを誇る。船の機能を最大限に発揮するための諸訓練がプロジェクトのなかで行われている。



国家間の法の支配 in フィリピン

沿岸警備隊を強化して ともに安全な海をつくる

フィリピン周辺の海上において法秩序の維持を担うフィリピン沿岸警備隊。JICAは海上保安庁と連携し、フィリピン国民の安全や権利を守り、地域の安定を実現するための継続的な協力を行っている。

案件名 フィリピン沿岸警備隊船舶運用整備計画・海上法執行能力強化プロジェクト
2019年4月～2023年6月

語る人

JICA 社会基盤部
池田龍介さん
IKEDA Ryusuke

2018年から3年間、外務省（フィリピン大使館）に出席しミンダナオ和平を担当。安全保障や、地域での日本の役割の大切さを感じつつ帰国し、21年4月から海上保安分野を総括。

海に囲まれた日本は、海を挟んでいくつかの国や地域と隣り合っている。フィリピンはそんな隣接国のひとつ。また、日本とインド洋やオーストラリア方面

を結ぶ航路の多くはフィリピン周辺を通り、日本政府が掲げる「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」（P9参照）を実現するうえでも要衝にある。そのフィリピンで海上の治安を維持し、何かあれば現場に駆けつけるのが、フィリピン沿岸警備隊（PCG*）。JICAは日本の海上保安庁と連携しながら、フィリピン周辺海域の安定や海難救助能力の向上などを目指し、PCGへの協力を長年続けてきた。

海軍の一部門だったPCGが運輸交通省に移管され、海上保安機関として独立したのは1998年のこと。直後からJICAは長期専門家をPCGに派遣し、2002年からは技術協力を開始した。「02年に始まった

プロジェクトでは、最初の5年間は現場で業務にあたる職員の育成、次の5年間ではその上流にあたる教官管理システムの構築を中心に行いました。まずは人材育成からのスタートでした。当時4,000人程度だったPCGは、今では2万人を超えるまでになりました」と、現在JICA社会基盤部で海上保安分野を総括し、在フィリピン日本国大使館での勤務経験もある池田龍介さんは語る。

海上保安機関は海の治安を守る一方、海難事故があれば人命を救助し、船から油が流出すれば防除する役割も担う。フィリピン周辺海域では毎年多くの海難事故が発生し、貴重な人命が失われて



フィリピンを中心とした地図に、日本のおもな海上輸送路や要衝となる海峡などを記した。フィリピンは日本にとって海を挟んだ隣接国。太平洋とインド洋を結ぶ重要なエリアに位置し、多くの海上輸送路がフィリピン周辺を通っている。この地域の安全で自由な航行は、日本にとっても重要だ。

きた。だが、海軍から独立したばかりのPCGでは現場業務を支える組織体制が十分とは言えず、当時、法執行機関職員としての人材育成は急務だったという。

13年からは海賊や犯罪などに対する法執行能力の向上がプロジェクトの主眼となり、船舶を用いた取り締まりや制圧術の訓練などは現在も行われている。

「抵抗する人への対峙の仕方は国によって異なり、躊躇なく銃を使う国もあります。一方、日本には古来の各種武道を取り入れた術があり、フィリピンではその有用性が認められています」と池田さん。しかしそれ以上に大事なのが、「考え方を覚えてもらうことでした」とも言う。

「法執行の最終目的は、司法の裁きを受けさせることにあります。だから、相手の体を拘束しながらも傷つけてはいけません。軍隊と異なり、法執行機関には『警察比率の原則』があり、相手の抵抗の度合いに応じて必要最小限の権限を行使す

ることが求められます。制圧する技術のみならず、PCGがこの基本的な考えを身をもって学んでもらう意味でも制圧訓練は有効だと思います」

海上での法執行には船も欠かせない。JICAはこれまでに、円借款による協力で全長44m10隻と97m 2隻の多目的船を供与。いずれもIUU（違法・無報告・無規制）漁業の取り締まりや海難救助などにも使える汎用性がある船で、19年からのプロジェクトでは船舶運用計画や維持管理プログラムの策定など、多目的船をきちんとメンテナンスして効果的に利用する方法を強化している。

「海上保安機関は犯罪を未然に防止し抑止する機能をもつため、協力の成果を示しにくい部分もありますが、23年3月にフィリピン沖で発生したタンカー沈没による油流出では日本の国際緊急援助隊とも連携しつつPCGが迅速に対応しました。PCGの能力強化は、フィリピン国民

下：海上保安官がPCGの隊員に日本式の制圧術を共有。フィリピン人の指導者を育成する協力も進む。下奥：PCGに対する研修のなかで、海上保安庁と長年協力関係にあるアメリカ沿岸警備隊も加わり3か国での共創が進む。



の安全や権利を守り、地域の安定につながるものであり、日本にとっても非常に重要です。信頼できるパートナーとしてのPCGに、これからも協力を続けていきたいと思っています」



主機関などを整備するワークショップ。船が常に本来の能力を発揮するためにはメンテナンスが不可欠。



もっと知りたい
PCGへの協力

継続的な取り組みを
JICAのサイトでチェック

「学校選挙」で 私たちの 未来をつくる

ノルウェーでは、若者の選挙投票率は高く、日常から政治参加も活発だ。なぜ、こうした環境がつけられたのか？ オスロ在住のジャーナリスト・鎧麻樹さんに話を聞いた。

語り・写真／鎧麻樹 構成／高瀬由紀子



上：討論会で写真を見せて説明する進歩党青年部員。右：学校選挙の結果発表を見守る、労働党青年部と当時の党首で現首相のヨナー・スリガール・ストレーシェ氏（中央）。



VOTE
for our future

オスロ商業高校での学校選挙・公開討論会には多くの生徒が詰めかけた。参加は義務ではないにもかかわらず、積極的に足を運び、討論に耳を傾けていた。

「まるでお祭りみたい!」。留学のためノルウェーのオスロに移り住んできた私は、選挙期間中の街の様子に驚いた。駅前や大通りには、各政党の「選挙小屋」と呼ばれるカラフルなスタンドが立ち並び、政策パンフレットに加え、おしゃれにスローガンが入った文房具やグッズ、お菓子がコーヒーなどが無料で配られていた。街の人々は「議論」というよ

り「おしゃべり」といった感じで、政治の話をしに気軽に小屋に立ち寄りしていた。さらに驚いたのは、立ち寄り人の中に、子どもや若者たちがいたこと。選挙小屋の党員たちは、大人・子ども、他政党の支持者、私のような外国人、どんな相手に対しても真摯にわかりやすく政策の説明をしてくれた。「わかりやすくなければ民主主義じゃない」、そ

の言葉を何度聞いただろうか。当時の私は、政治への関心が低い典型的な日本の若者だったが、目の前の光景に、「この国をちゃんと理解するには選挙や政治を理解することが必要なんだ」と関心は高まっていった。

そんなノルウェーの政治にアクセスしやすい環境は、学校教育の現場からすでに始まっていた。そのひとつに大多数の高校で行われ

ている一大イベント、「学校選挙」がある。これは、実際の選挙前に生徒たちが行う模擬選挙のことで、公式選挙の約2週間前から各政党の青年部と呼ばれる10~20代の若手党員たちが、足並みを揃えて順々に学校を訪問。体育館で生徒たちを前に公開討論を行うほか、校庭に選挙小屋を建てて質問に答える。

そうして各党の主張を聞いた生徒たちが

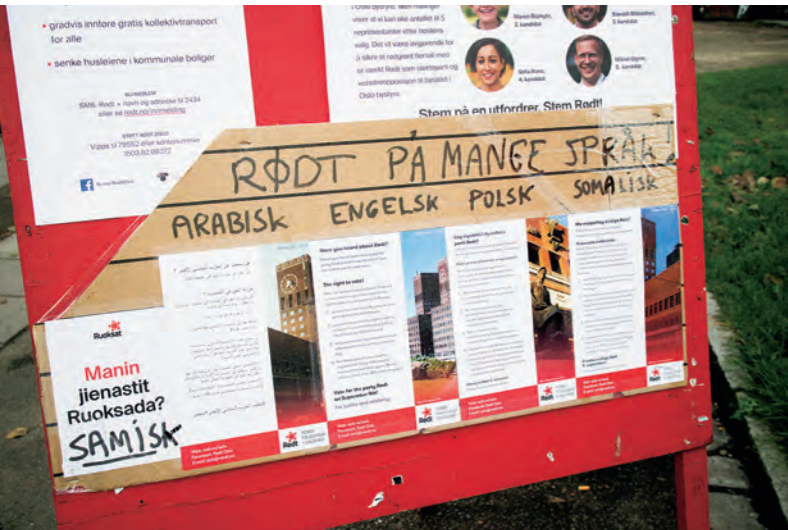
投票するのは「実際の政党」なのが、学校選挙のポイントだ。開票日の夜は各党で青年部が主催する大きなパーティがあり、党首もメディアもみんなが集まり開票結果に注目する。結果発表の瞬間、「オーッ!」という叫びとともに「オオ……」という落胆の音が響き渡る。歓喜の様子はメディアによってトップニュースとして放送される。

なぜここまで学校選挙の結果に注目するのか？ それは、そこに映し出されるのは、この国の未来だから。数年後、投票した学生たちは有権者になる。彼らが今何を必要としているのかをわからない政党は、次の選挙で負ける。結果は公式選挙には反映されないが、彼らの1票の重さは変わらない。学校選挙はただの“選挙ごっこ”ではないのだ。



オスロのフェス高校での社会科の授業。教科書には「民主主義」のページがあるが(上)、教科書を読むよりも、授業で圧倒的に多いのは、自分たちの意見を言い合う時間。

VOTE
for our future



学校選挙で青年部が討論するのは、おもに「学校政策」について。これは学生たちが当事者となる政策で、たとえばSNS世代はメンタルヘルスの問題が深刻化しているため、「未成年へのカウンセリングを無料にすべき」「カウンセリングの予約がいっぱいなので、診察までの待機時間を短く」といった議論が交わされる。「学生寮の増設」「返済不要の奨学金の拡大」などもある。ノルウェーでは大学生になると一人暮らしをするのが一般的なため、親に依存せず、平等に教育が受けられるようにと多くの意見があがる。

学校政策は、「福祉」や「医療制度」「防衛」といった分野と並び、実際の政治政策のカテゴリーのひとつとして成立している。だから、政治家やメディアは議論せざるをえない。若者たちは多様性に敏感なので、「給食にビーガン食を増やして」という声もあがるのだ

が、こうした若い意見が吸い上げられることで、この国の未来の給食システム、さらには食料安全保障のあり方も変わっていく。私は、「学校政策」が日本でも広まってほしいと思う。これによって若者は政治を自分ごととしてとらえ、積極的に参加してくれるからだ。

そもそも、生まれたときからSNSで育っている若者たちの考え方も抱える問題も、自分たちには計り知れないとノルウェーの大人たちはわかっている。子どもたちのリアルと今の社会システムが乖離していても、どんな政策を打つべきかが大人にはわからないので、若者との橋渡し役となる青年部の意見をきちんと尊重するし、積極的に耳を傾けて政策に取り込もうという姿勢が強い。日本は若者を“子ども”扱いしがちだと感じる。大人の方がわかっていると考えて、彼らを政治から遠ざけていないだろうか。

学校選挙の公開討論会のあとは、社会の授業で振り返りが行われる。たとえば、生徒たちを各党に割り振って、党員になったつもりでお互いに議論するというもの。授業を通して生徒たちを導くのは「自分で考える」こと。こういう場で、日本では「中立的」であることが重視されるが、ノルウェーではむしろ「批判的」に物事を見ることを訓練する。AもBもいいよね、というのは、ある意味“選べない”と捉えられかねない。同じものをAとするかBとするか、なぜ違うのかを批判的に考えて、ちゃんと自分の言葉で発言し、自分で選択できるスキルを養っていく。

意見の違う者同士、議論がヒートアップしてくると、つい感情的になって個人攻撃や人格否定に走ってしまうこともある。そんなときは必ず先生が、「パーソナルにとらえないでね」とみんなを諭す。私たちはより良い社会システムを作るために議論をしているのであって、個人攻撃をしているのではない。ここは自分とは違う意見を知る機会なだけなのだ、個人と議論を分ける考え方を徹底させる。この考えは、ノルウェーの社会全般で浸透していて、学校選挙の討論会でも、政党同士、白熱した意見を戦わせた後、何事もなかったかのように笑顔でおしゃべりしながら片付けをする。そういう光景を見せることも大事な教育であり、民主主義の大切な姿勢なのだ。

1	2
3	4
5	6

1. 公式選挙の選挙小屋周辺にはたくさんの人だかり！ わいわいと楽しそうにしているのは、大人よりも子どもや若者たち。
2. かわいい犬も活動に参加。プラカードには「あなたの選挙権を使って！」の文字が。
3. パンフレットは、サーミ語、アラビア語、ポーランド語、ソマリ語など多言語。「誰もがわかりやすい」のは民主主義では大切なこと。
4. 課外授業で選挙小屋を訪れる小学生たち。成人か、未成年か、選挙権のあるなしは関係ない。国の未来はみんなで考える。
5. ピンクのかわいい小屋はフェミニスト党。
6. 党員たちはみんな笑顔で話しかけやすい。



学校選挙の公開討論会で行きすぎた行為が発生したら、各青年部で話し合いをもつ。生徒たちは青年部の討論を見て、議論カルチャーを学ぶので、自立的な反省は欠かせない。

VOTE for our future

鏡 麻樹 ABUMI Asaki

1984年秋田県生まれ。上智大学卒業後、オスロ大学大学院メディア学修士課程を経て、現在はジャーナリスト、写真家としてオスロを拠点に北欧情報を発信。著書に『北欧の幸せな社会の作り方』（かもがわ出版）がある。
<https://asakiabumi.themedia.jp/>

気候変動対策を求めるデモに参加する若者たち。「あなたが壊しているのは私たちの未来——自分たちの言葉で、未来を変えよう」と声をあげる。



男性には得られやすい情報を相手の女性が知らないときに、「そんなことも知らないのか」と、情報不足や経験不足のように罪と恥の意識を与えて抑圧する。女性には女性らしい外見を期待する一方で、「そんなセクシーな服は性犯罪の対象となる」と、結果何をしても非難する。そういった女性をマウンティングする5つの手法を「抑圧テクニック」と言う。1981年に左派社会党の政治家で社会心理学者のペリット・オースが提唱したものだが、この考え方も議論の場に定着している。抑圧テクニックが出ると、第三者から「それ、

やめてください！」とすかさず指摘が入る。「あの発言はルール違反」と思う問題行動があれば言語化し、共有して、ガイドラインを作る。学校選挙では、各党の青年部たちは民主的な討論空間ができるよう、毎回自分たちでルールを作ったり更新させたりしている。それをしなければ、議論は分断を煽ってしまうからだ。意見が違う人同士が話し合わなければ解決策は生まれず、民主的ではないというのが、ノルウェーの考え方。立場が異なる人、違う意見をもつ人、みんながテーブルについて、透明性を保ちながら話をするた

めに、みんなでルールを作っていく。こうした行動は、大人になって急にやれと言われてもできるものではない。だからこの国では、早い時期から授業を通して選挙や政治に触れさせる。高校の学校選挙よりもっと早く、小学校の授業でも選挙小屋を訪問して党員に質問を投げかける課外授業がある。遠足のように賑やかな雰囲気ながら、「学校教育制度がさらによくなるために、あなたの党は何をしてくれるの?」「学校の民営化についてどう考えているの?」など、小学生とは思えぬほどハイレベルな質問が飛び交う。

幼い頃からの積み重ねがあるから、若者の選挙や政治に対する意識も高くなる。ノルウェーでは18歳から選挙権が得られるため、高校3年生のクラスには公式選挙で投票ができる生徒とできない生徒が交ざっている。学校選挙の際には、「学んだことを初めて実践できるから楽しみ!」「参加できなくて悔しい!早く18歳になって投票したい」と言い合う光景がよく見られる。被選挙権も18歳からなので、なかには、クラスメイトが地方議員というケースもある。授業を抜けて議会に行く生徒を、先生は信頼して送り出す。

「自分たちには社会や世界をいい方向に変える力がある」、ノルウェーの人たちはそう信じている。未来志向がとても強く、理想を追うのが好きな国民性で、政府もCO₂削減目標の数値にもすごく高い設定をしたりする。だが、理想が高ければ高いほど、みんなで目標に向かって努力を惜しまないから、高みに到達できている。理想を叶えるには、ひとりの力ではできないとみんなわかっているから、公平に意見を聞いて、公正にみんなで決める。民主的な環境やルール、社会システムを作って、更新していく。

「幸せな社会は、自分たちの力でつくることができる」。そのことを教えてくれたノルウェーに私は感謝している。日本でも若者たちを信頼して、教育の現場からも未来のための種を蒔くことはできるのではないだろうか。



もっと読みたい
地球ギャラリー

公式サイトで世界を写した過去記事をチェック



世界各地、多様な職種で活動する JICA海外協力隊員の活動をご紹介します！

構成／倉石綾子

正しい知識とリアルな情報で 日本とベトナムをつなぐ

山本岳人さん 青年海外協力隊(2021年度第1次隊ベトナム派遣)



上奥：『ジャパンリンク』のメインスタッフを務めるベトナム人の同僚と。ハノイに居ることを忘れるほど、みな日本語が堪能。上：日本で培った経験を生かして番組制作を支援。

もともと、石川県のローカル局でニュース番組やドキュメンタリー番組の制作、局公式YouTubeの運営に携わっていました。石川県には多くのベトナム人が暮らしていますが、日本人とベトナム人

が触れ合う機会は少なく、交流が進んでいないと感じていました。番組制作を通して両国のよりよい関係づくりに貢献したいと考えていたところ、協力隊で番組制作に関わる募集があったのです。

現在はハノイにある国営テレビ放送局「ベトナムテレビ(以下、VTV)」で、日本語の情報番組『ジャパンリンク』の番組制作などに携わっています。JICAではベトナムで良質な放送が行き渡るよう、放送センターの建設支援や番組制作のノウハウの提供などを行ってきました。『ジャパンリンク』では代々の協力隊員がアドバイザーを務めており、私も取材や収録のサポート、ニュース原稿の校正や読み方の日本語指導など、番組の品質向上に携わっています。

『ジャパンリンク』は日本語を学習中の

日越間を盛り上げるスターを発掘したい！



YAMAMOTO Takehito

出身地：石川県 職種：番組制作 任期：2021年9月～



左：毎週日曜日に放送中の『ジャパンリンク』は2015年にスタート。こちらは日本の年越しそばを特集した際の収録の様。下：国際女性デーにちなみ、アオザイを着用したVTVの女性スタッフと。



左奥：『ジャパンリンク』をPRする一環として開始した個人のSNSでは、50万人のフォロワーを獲得！「ハノイ1分旅」という動画を投稿している。左：北部の農村地帯、ムーカンチャイの棚田を訪れた際の様子。

ベトナム 事務所から

番組の拡充、視聴者の掘り起こしに向けて日々奮闘している山本隊員。番組宣伝を行っているSNS発信では多くのフォロワーを得、見知らぬ人から“Take Son”と声を掛けられるほど。これからは日越両国の人々をつないでいくこと。 (企画調査員 和田陽一)

若者をターゲットに定め、日本とベトナムにまつわる多彩なニュースを紹介していますが、他言語の番組に比べて知名度が低く、加えてSNSの発達に伴って若者のテレビ離れが進み、番組のターゲット層にリーチできていないもどかしさがありました。そこで、スタッフのSNSを活用した広報活動に力を注いでいます。

また、テレビの重要な役割である事実に基づいた報道や、総合的な知識・情報の提供も重視しています。情報の入手先がSNSばかりになると、知識は利用者の関心に沿ったものに偏ってしまいがち。

その点、テレビはさまざまな情報をバランスよく届けることができます。視聴者が幅広い知識を得ることで、興味や関心の幅を広げられるような番組づくりを意識しています。

このようなテレビの力を利用して日本にまつわる幅広い知識や情報を届け、日本とベトナムの相互理解や交流を促すことが私の役目です。目標は、日本とベトナムをつなぐ未来のスターを発掘し、プロデュースすること。2国間の文化の架け橋となるような人材を、番組から生み出したいと思っています。

SMALLTALK

好き嫌いが分かれる ベトナムの名物料理

ベトナム名物の「チュンビットロン」はご存じでしょうか？ ベトナム料理というと日本人にもなじみのある味わいや食材を想像するかもしれませんが、なかにはハードルの高い名物料理もあります。孵化直前のアヒルの卵を茹でたチュンビットロンもそのひとつ。屋台や地元の食堂などで提供されており、温かいうちにヌクナムなどの調味料、もしくは塩をつけていただきます。



これを食べる日本人は珍しいのか、「チュンビットロンを食べる」と言うだけで地元の人と仲良くなることがあり、国際交流にも役立ちます。はたしてどんな味わいなのか、ぜひお試しください。



もっと知りたい 海外協力隊員の活動

世界各地で活動する海外協力隊員の活動をこちらでチェック



上：2022年度の研修了時、岸田文雄内閣総理大臣を表敬訪問。本研修は海洋基本計画に言及されるほど重要視されている。下：全国の海上保安関連施設を巡るスタディーツアー。巡視船などの視察（左）だけでなく海上保安官との意見交換（右）もあり、日本の海上保安の現場を肌で体感できる機会となっている。



— 第7回 —

JICAでは途上国の人材を研修員として受け入れ、未来の国づくりをバックアップしています！

海上保安政策プログラム Maritime Safety and Security Policy Program

2015年10月～



日本でともに学んだ仲間と アジアの海洋を守る

海洋権益をめぐる国家間の対立、違法・無報告・無規制で行われる漁業（IUU漁業）をはじめとする海上犯罪など、海はさまざまな問題が生じる場所でもある。海上の秩序を維持するためには、「法の支配」に基づく視点や、相互理解の姿勢が必要になる。JICAでは、海上保安庁、政策研究大学院大学と連携し、アジア諸国の海上保安機関を対象に、研修員が高度な政策研究を行う「海上保安政策プログラム」を2015年からスタート。1年間のプログラム修了者には修士号が授与される、世界でも類がない人材育成プログラムだ。

海上保安分野での研修は、長年継続して行われてきた。今に

至る経緯を、JICAで本研修の運営に関わる池田龍介さんが説明する。「これまでは日本のシーレーンを守る視点から、海函の作成や海難救助、海上犯罪の取り締まりなど実務者を対象としたプログラムでした。一方で、本研修に参加するのは各国の幹部候補生。将来自らが所属する組織の政策立案に携わる人を対象にしている点が大きく異なります。この研修が生まれた背景には、アジア各国の海上保安機関からの熱い要望があります」

研修の前半は政策研究大学院大学において国際法や安全保障に関する講義を受け、後半は海上保安大学校において海洋警察政策や事例研究など、より現場に即したものを学ぶ。最終的

研修で出会った仲間との絆は、強固で永続的なものです



フィリピン沿岸警備隊
長官アドバイザー兼人事課長
ジェイ・タリエラさん
第1期研修員（2015年）

海洋の秩序は、経済成長をシーレーンに依存している国にとって不可欠です。そして、日本のような先進国が国際法を尊重する姿勢は、すべての国が模範とするべきものだと思います。そのため海上保安庁の実務や教養を吸収できる本研修は、貴重な経験でした。海上保安に特化した多くのことを学び、研修後も地政学や国際安全保障論による問題へのアプローチを追求しています。しかし、研修で最も印象的なのは同期生との仲間意識です。日本、ベトナム、マレーシア、インドネシアの留学生で構成されたクラスはとても仲が良く、驚きました。研修中に形成された絆は、互いに所属する海上保安機関の協力関係を強固なものにし、迅速な情報共有や課題解決につながっています。



政策研究大学院大学での課程を終え、海上保安大学校に移動した際の様子。同期とはSNSで状況を知らせ合っているという。

研修員の声 THE VOICE

他国との国際協力につながる政策立案を目指します



「直接お話ができて素晴らしい瞬間だった」とゲシーさんが振り返る、石井昌平海上保安庁長官との表敬訪問後の一枚。

教育レベルの高い日本で、海洋における安全保障に関するスキルや知識を向上させたいと思い、研修に参加しました。興味深いカリキュラムが多く、日に日に海上保安の知識を身につけている実感があります。たとえば国際安全保障論では、各国のセキュリティシステムについて学びました。そして、同じ目的意識を抱える各国の仲間たちと知り合い、友情を築けていることも貴重な経験となっています。私にとって、同期の仲間は第二の家族のような存在です。今、インドネシアには海洋安全保障のための正しい課題分析が必要です。研修終了後は学んだ知識を活用して、他国のカウンターパートとの国際協力の一助となるような包括的な政策立案に役立てたいと思っています。



インドネシア沿岸警備隊
国際協力課
ヴィダ・ゲシー・ゼルリーナさん
第8期研修員（2022年）

にリサーチペーパーをまとめ、審査が通れば学位が授与される。「リサーチペーパーは、自国で抱える課題をテーマにするケースが多く、たとえばバングラデシュの研修生は違法薬物の密輸、スリランカはインドとの漁業問題など。海上で発生する事案に対し国際法や国内法に則った対応ができるよう、必要な知識の習得など日々研鑽を続けてもらっています」と池田さん。

これまでの8年間で研修に参加したのはフィリピンやベトナム、インドネシア、マレーシアなど9か国。そして、この研修の特色のひとつが、日本からも毎年海上保安庁職員が参加していることだ。「パートナー国としてともに高め合い、お互いの海を

守る必要があります。そのなかには日本の幹部候補生も入り、1年間同じ目的をもって学び、さまざまな海上保安の課題に対し認識を共有する仲間としての絆を育んでもらえればと思います」成果はすでに表れ始めている。フィリピンでは本研修第1期生が沿岸警備隊（PCG）の長官アドバイザーに就任。さらにPCGに派遣中のJICA長期専門家と在フィリピン日本国大使館の書記官も同じく第1期生。「ともに学んだ同期が再び顔を突き合わせ、日比関係の強化に寄与しています。同様な事例は増えるはず」と池田さんは期待を込める。卒業生は研修で得た知識と信頼のネットワークで、国際的な海洋秩序の維持に貢献していく。



語る人

JICAキルギス事務所
プロジェクトコンサルタント

サマコヴァ・
イバラットさん

甘～いスモロックは 長い歴史と文化の味



もっと読みたい
今日ナニ食べた？

バックナンバーを
公式サイトでチェック

3月21日。日本の春分の日に当たるこの日、中央アジアからアフリカまでのペルシャ語文化圏を中心とした多くの国々で、春の訪れを祝う「ノウルーズ」というお祭りが盛大に催されます。古代から脈々と受け継がれてきたノウルーズは、ユネスコの無形文化遺産にも登録されています。

私の住むキルギスでは、ノウルーズを祝うため、前日から村や町の中心に人々が集まって「スモロック」を作ります。材料は、麦芽、小麦粉、水、油、砂糖、ドライフルーツ、ナッツなど。これらを大釜に入れ、棒で攪拌してトロトロになるまで煮詰めていきます。たくさんの石を一緒に入れるのが焦げ付きやダマを防いでおいしく仕上げる秘訣です。

かき混ぜること、何と12時間以上！ 村人みんなで順番にかき混ぜている間、周りではほかのお祝いの食事を作ったり、願い事を唱えたり、歌ったり踊ったりしながら夜通しの作業を続けます。そうしてできあがったスモロックはみんなにふるまわれ、人々は春を迎える喜びを分かちあうのです。

実は、キルギスでノウルーズが復活したのは最近のこと。7,000メートル級の山々に囲まれた自然豊かな山岳地帯に位置するこの国では、古くから遊牧民のキルギス族が文化を育ててきました。のちにシルクロードの要衝となり、あまたの文明が交差、多くの歴史・文化的に重要な遺産が築かれてゆくのですが、その間、大国に支配されていた時代もありました。

そのため、キルギスの伝統行事が衰退した時期もあったのですが、山岳地帯という地形が幸いして、その精神は密かに受け継がれていました。1991年のソ連崩壊でキルギスが独立を果たすと、人々の間で「自分たちの文化を取り戻そう」とい

大釜をみんなで攪拌する光景は、一見の価値あり！ 下が完成したスモロック。薄れてしまったこうした文化を、みんな取り戻そうとしています。

© Getty Images



う動きが高まり、ノウルーズも復活することができたのです。

とはいえ、ユネスコ世界遺産に登録されている地域でさえ、その地の歴史的価値や文化の重要性に気づいている人はまだ多くはありません。キルギス独自の歴史や文化を求めて訪れる観光客が増えていますが、インフラ不足、正しい知識や理解をもつガイドの不足、遺跡保存の教育不足から貴重な遺跡を壊してしまうなど課題が山積みです。

そこでJICAでは、世界遺産のあるチュイ州で観光開発プロジェクトを進めています。スモロックのような伝統的な食べ物からキルギス族の遊牧文化まで、この地に根付く歴史と文化を活用したマスタープランを作成、観光と地域の持続的な発展を目指しています。そして、地元の人たちが「誇りに思う遺産」として、次世代に残していきたいと思っています。



左：ノウルーズのワンシーン。民族衣装の女性がモミの木を焚いて厄払います。上：キルギスと日本の研究機関がアク・ベシム遺跡を発掘しており、プロジェクトでは地元の人に歴史的価値を伝える活動も行っている。

Phrase for
**SOCIAL
ACTION**

社会貢献の英語

13

監修

デイビッド・セイン

語学指導者・翻訳家

今回のテーマ

法の支配 rule of law

アメリカの独立機関「ワールド・ジャスティス・プロジェクト」による、法の支配の浸透度を示す「WJP Rule of Law Index」。2022年版の発表にあたり、パンデミックの影響下にあった2021年ほどの極端に低い数値は見られなくなってきたものの、「基本的権利」「民事司法」などの数値は大幅に低下しており、全体的に見ると法の支配は5年連続で後退していると報告されている。

Global Rule of Law Recession Enters 5th Year

The World Justice Project's analysis of in-depth survey data in 140 countries and **jurisdictions** shows that adherence to the rule of law fell in 61% of countries this year.

“**Authoritarian** trends that predate the pandemic continue to **erode** the rule of law,” said Elizabeth Andersen, executive director of the World Justice Project (WJP). “Checks on executive power are weakening and respect for human rights is falling.”

As the world **emerges** from the pandemic, the Index finds that rule of law declines are less widespread and extreme than last year, when Covid shutdowns dramatically **disrupted** justice systems and governments exercised emergency powers that curtailed civic freedoms and bypassed accountability mechanisms.

Still, two-thirds of countries whose scores declined in 2021 declined again in 2022, and scores for seven of the eight factors that the Rule of Law Index measures fell in the majority of countries for the second year in a row. Only the Index measure for “Order and Security” improved in a slight majority of countries, and only marginally.

Most notably, the Index measure of “Fundamental Rights” declined in two-thirds of countries this year. “Civil Justice” fell in 61% of countries, largely due to continued delays, weak enforcement, and **discrimination** in the justice system.

From “WJP Rule of Law Index 2022 Global Press Release” published on October 26, 2022. Reprinted with the permission of the World Justice Project. To check the original text, visit: <https://worldjusticeproject.org/news/wjp-rule-law-index-2022-global-press-release>

ruleは規則や決まりごとという意味をもちますが、rule of law (法の支配) では支配や統治の意味で使われています。このruleはおもに国家や君主による支配を指すため、会社、学校、家族などが主体の場合は、よりソフトなニュアンスのcontrol (管理、統制) を使うことが多いです。一方で、規則や決まり事を指す言葉はrule以外にもいろいろあります。lawは法や法律を意味し、法のなかでも最も大事な憲法はconstitution。regulationは法律の適用方法などを定めた規則や規制を指します。スポーツの規則のように正式なものから、個人で決めたものまで幅広く含むのがruleです。

David Thyne

文京区の英会話教室「A to Z English」(www.smartenglish.co.jp)を主宰するほか、著作も多数。近著に『日経LissN最新時事英語キーワード』『英会話 言わなきゃよかったこの単語』など。

語句解説

jurisdiction

法律用語で法域。ある法律体系が及ぶ範囲を意味し、ここでは国ではない「地域」を指している。法律の要素を強調しない場合、地域はregionに置き換えることができる。

authoritarian

権威主義の、独裁的な。「ワンマン」とも訳せるが、単一の独裁者の場合はおもにdictatorが使われる。この一文では、国家や行政における権威主義の傾向を表している。

erode

侵食する、損なう。erase (消す) に近い言葉だが、eraseは瞬間的に消し去り、erodeは徐々にむしばんでいくことを表す。

emerge

出現する、浮かび上がる。水中や物陰から出てくる様子。新興国を指すemerging countryはニュースなどでよく使われる。emergeの対義語はsubmerge (隠れる、沈む)。

disrupt

邪魔する、中断させる。打ち消し、除去、分離などを意味するdisと、破裂や断絶を意味するruptを合わせた言葉。近い言葉で、話などに割り込んで中断させるinterruptもある。

discrimination

差別。racial ~ (人種差別)、gender ~ (性差別) など。ネガティブな意味で使われることが多いが、区別や分別という意味ももつ。



外務省 ODA 広報キャラクター ©DLE ODAマン

教えて！外務省！

知っておきたい国際協力 Vol.13

「法の支配」は日本の外交やビジネスの面から見てもとても重要です。その理由をひもときながら、「法の支配」の取り組みについて紹介します。

答えてくれた人

国際協力局政策課 課長

上田 肇さん

UEDA Hajime

1995年外務省入省。領事局邦人テロ対策室長、アジア大洋州局南東アジア二課長を経て、現在は国際協力局政策課長として、途上国における開発協力の重点事項の企画・立案、予算、広報を担当。



今月のテーマ

「法の支配」と外交

Q 日本の外交にとって「法の支配」はどんな意味があるの？

A 国と国との関係を安定的なものにするのはもちろん、紛争の平和的解決を図るうえでもきわめて重要です。

日本は長年にわたり国際社会における「法の支配」の促進を重視し、ODAを通じた協力をはじめ、さまざまな取り組みを積極的に行っています。「法の支配」の確立は、国と国との関係を安定的にしたり、経済的な発展を推進したりするだけでなく、紛争の平和的解決を図っていくプロセスにおいてもきわめて重要なものです。特に今の時代は、現在に続くロシアのウクライナ侵略をはじめ、テロや暴

力による影響などで国際社会の秩序が揺れ動いている状況にあり、「法の支配」の重要性が高まっています。「法の支配」は日本のビジネスや経済にも影響します。たとえば、日本企業が海外展開する際に相手国で適切な法制度整備がなされていない、または法があってもそれを適切に運用する人材がしっかり育っていない段階では、良好なビジネス環境はつくれません。

また、「法の支配」では海洋保安も欠かせない要素です。海というのは「国際公共財」であり、法やルールの下に国際社会で共有すべきものです。海賊、テロ、大量破壊兵器の拡散、自然災害、違法漁業などの脅威から海を守ることは、安全な航行や、海を通じた商取引を行ううえでも欠かせません。このようにさまざまな面で「法の支配」は重要な意味もっています。

Q 「法の支配」を確立するために日本はどんな協力をしているの？

A 法に直接関連するものから、「法の支配」への脅威や被害を防ぐ協力まで幅広く取り組んでいます。

今年3月に岸田文雄総理大臣は、訪問先のインド・ニューデリーで「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP^{*1})」のための新たなプランを発表しました。インド太平洋とは、インド洋から太平洋にかけての地域と海域を示します。新たなプランの土台になっているのは、インド太平洋の連結性を高めながら、威圧とは無縁で「法の支配」を重んじ、自由で豊かな地域に育てていくという考えです。日本は輸出入の99パーセント(重量ベース)を海上輸送に依存していますが、なかでもインド太平洋には重要なシーレーン^{*2}が存在しています。FOIPの取り組みは、国際社会の平和

と安定、繁栄の促進に貢献するのはもちろん、日本にとっても大事なものです。今後日本は、インド太平洋における海上保安分野の人材育成・人材ネットワークのさらなる強化や、巡視船を含む海上保安設備の供与や海上輸送インフラの支援などを行っていく予定です。

また、現在はロシアのウクライナ侵略により、世界的な食料・エネルギー危機が発生しており、日本も国際社会と結束し、ウクライナおよび影響を受けた国々への支援を積極

的に行っています。直接的ではありませんが、こうした動きも「法の支配」を取り戻すための大事な取り組みのひとつだと考えています。



フィリピン沿岸警備隊の巡視船「テレサ・マグバヌア」を視察する林芳正外務大臣(中央)。

Q 「法の支配」の確立を進めるうえでの日本の強みとは？

A 日本の近代化の過程で培ってきた、国に合わせた柔軟な法制度整備の知見があることです。

日本は明治時代以降、多岐にわたる近代化の取り組みを行い、国の基本的な形を築き上げてきました。その過程で、欧米の法律を学びながら、日本の伝統的な文化や社会制度に合わせた近代的な法体系の整備もなされました。このような経験と知識は日本の強みであり、今は途上国の法制度整備や司法改革への協力を生かされています。具体的には、法・司法制度改革、法令の起草支援、法制度運用・執行のための国家・地方公務員の能力向上などに関する協力をインドネシア、ウズベキスタン、バングラデシュ、東ティモール、ベトナム、モンゴル、ラオスといった国々で行い、途上国における「法の支配」の普及と定着の強化に貢献しています。

こうした協力は、その国の根幹を成すもので、とても意義があることです。ですが、その過程は地道で時間のかかるものです。たとえば、法令の起草支援では、弁護士などの法律に関する資格をもつ日本の専門家を数年単位の長期間で派遣し、その国にしっかりと向き合いながら取り組んでいます。

今年5月に行われたG7広島サミットで、日本は議長国として「法の支配」に基づく国際秩序を守り抜くというG7の強い意志を世界に示しました。国際秩序が動揺する今だからこそ、力による支配ではなく、「法の支配」の重要性に関する認識を国際社会でより深く共有していくことが必要です。日本としても強みを生かしてこれからも胸を張って貢献して

いきたいと思っています。「法の支配」というと、難しいイメージもたれる方もいるかもしれませんが、みなさんの今の暮らしのなかにも一定のルールがあり、それが守られている前提があるからこそ成り立っています。それを世界に置き換え、日本人として「法の支配」のための協力を行うことの意味や意義について想像しながら、日々のニュースに触れてもらえたらうれしいです。



©WFP/Janaki Ali



©Ukrainian Sea Ports Authority

ウクライナ危機に端を発する深刻な食料不足に苦しむソマリアに対し、日本は小麦の輸送と配布のために、WFPを通じて1,400万ドルの支援を行った。上：ウクライナ産小麦を袋に詰めている様子。下：小麦の輸送船。



2019年にラオスの首都ビエンチャンで開かれた、民法典の成立を祝う式典の様子。



「自由で開かれたインド太平洋」について
最新情報や関連情報については、外務省のウェブサイト(上のQRコード)をご確認ください。

To JOIN [参加する]
イベントカレンダー

6月17日 (土)

JICA北海道 (札幌)
未来のまちを構想しよう

旭川市は2019年に「ユネスコデザイン創造都市」に認定された。その推進の一環として実施する「まちなかキャンパス」では、屋外で「デザイン」「まちづくり」「SDGs」をテーマに展示をする。JICA北海道は6月17日にブース出展し、小・中学生向けのSDGsにまつわるパズルやクイズや、JICA事業を紹介するパネル展示を実施。大人も子どもも一緒になって「持続可能なまちづくり」について真剣に考えてみよう。



旭川駅前通りの歩行者天国で高校生、高専生、大学生などが展示をし、小・中学生とともに学ぶ。

「まちなかキャンパス2023」

日時：6月17日(土)、18日(日) (JICAブース出展は17日のみ)
場所：旭川市平和通買物公園 詳細はJICA北海道(札幌)まで。

~9月13日 (水)

JICA地球ひろば
世界の課題を自分ごとに

次世代を担う中学生や高校生にエッセイを書くことを通じて国際協力への関心を高めてもらいたい。そうした願いを込めて、JICAでは毎年エッセイコンテストを実施している。今年の募集テーマは「地球に生きる

最優秀賞・優秀賞受賞者の海外研修の様子。入賞者にフェアトレード商品贈呈。参加賞あり。



私たち~未来へつなげるために~。世界で山積みの課題に対して自分には何ができるのか。未来に何をにつなげるべきか。食べ物や衣服など身近なものから考えてみよう。

「JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト2023」
応募期間：6月7日(水)~9月13日(水) 必着 詳細はJICA地球ひろばウェブサイト。

7月9日 (日)

JICA北海道 (帯広)
十勝で世界を感じる体験

夏の風物詩となった国際交流イベント「世界のともだち」。野外ステージでの音楽や踊り、各国の料理や飲み物を味わうことができる屋台、JICA海外協力隊のOB・OGがそれぞれの赴任国の文化や経験を語るショー、留学生が自分の国の文化を紹介するブース、民族衣装の試着・撮影など、世界のことがわかる楽しいコーナーが盛りだくさん。さらに「JICA館内ツアー」などJICAの国際協力活動も紹介する。



「世界のともだち」
昨年開催の様子。左：留学生と民族衣装で記念撮影。右：海外協力隊OB・OGが体験談を紹介。
日時：7月9日(日) 場所：JICA北海道センター(帯広)、森の交流館・十勝
詳細はJICA北海道(帯広)まで。

~9月18日 (月)

JICA中部
子どもたちの学びを支える

世界では貧困や紛争などの理由によって、基本的な読み書きや算数すらできない子どもたちが6億人以上もいる。しかし、教育機会はすべての人が等しくもつ基本的権利。一人ひとりが才能と能力を十分に伸ばし、人間らしい生き方をし、自分の手で未来を切り開くことを可能にする。本展示ではJICAが民間企業や大学、NGOなどと連携しながら実施する教育分野の国際協力や、JICA海外協力隊の活動を紹介します。

途上国で未来を担う子どもたちのため、JICAは質の高い教育機会の提供を支援する。



企画展・パネル展「HOPE」
日時：開催中~9月18日(月・祝) 場所：JICA中部なごや地球ひろば
詳細はJICA中部まで。

To READ [読む]
本の新着情報



途上国の法づくりに協力するという国際協力の分野

JICAは90年代からベトナム、カンボジア、ラオスといった途上国の「法づくり」に協力してきた。相手国の歴史や文化を尊重し、その国に合った法律を考えるアプローチは、明治期以降、欧米諸国の法制度に学んだ経験を有する日本ならではのもの。本書は協力に関わった100人以上のインタビューを基に、法制度整備支援の歴史をまとめている。国際協力や法律に関心のある人にぜひ読んでほしい一冊。

読者プレゼント対象
詳細は p.38へ

『世界を変える日本式「法づくり」 途上国とともに歩む法整備支援』

国際協力機構編 佐藤直史監修/
文藝春秋企画出版部 1,430円



異世界転移小説で楽しく学べる六法が大事な理由

法律が面白くなる「リーガル小説」を読みながら、六法の基本を知ることができる。女子中学生のジュリはある日、異世界転移し「法律がない国」にいた。そこでは自分の思いを表現するだけで逮捕されたり、犯罪者の娘も犯罪者となったりする。私たちの社会では考えられない状況を見つめると、法律の重要性を根本から考えることができるはず。条文の解説までついていて法律初学者に最適。

読者プレゼント対象
詳細は p.38へ

『もしも世界に法律がなかったら「六法」の超基本がわかる物語』

木山泰嗣著/日本実業出版社
1,650円



日常のなかにある法律の面白さを平易に解説

中央大学法学部教授がストーリー漫画で法律の基礎を教えてくれる。「法」というと、自分には関係がないと思っているかもしれない。しかし、著者は私たちの生活に溶け込んでいるものだ指摘する。「SNSに悪口を書いたらどんな罪になる?」「ネットにバイト中の悪ふざけをアップしたらどうなる?」。10代が気になる話題をピックアップしながら、法律を深く丁寧に解説してくれる入門書。

読者プレゼント対象
詳細は p.38へ

『僕らが生きているよのなかのしくみは「法」でわかる~13歳からの法学入門』

遠藤研一郎著/大和書房
1,650円

To WATCH [観る]
映画の新着情報

**衣料を創造的再利用し
ごみ問題を解決する**

世界有数の人口密集都市・香港で衣料廃棄物やプラスチックごみの問題に取り組む人々を追ったドキュメンタリー。古着から水や薬品を使わずに新しい糸を生み出す新技術「ピリー・アップサイクル・システム」の開発者、高級子ども服の古着通販会社の経営者、ペットボトルやプラスチックごみの回収を行う会社の創業者など、ファッション業界のイノベーターに迫る。



©CHEEKY MONKEY PRODUCTIONS ASIA LTD 2021

『リファッション〜アップサイクルでよみがえる服たち』

2021年/香港/84分 監督・脚本：ジョアンナ・パウワーズ 配給：アップリンク
6月9日(金)より、YEBISU GARDEN CINEMAほか全国順次ロードショー

詳細はこちら(外部サイトへ移動します)



知的好奇心を刺激する



JICAの最新イベント情報は
<https://www.jica.go.jp/event/index.html>

2023 JUNE » SEPTEMBER

JICA Magazineを読んでくださりありがとうございます。今回は、毎号、ご協力をお願いしているアンケートについてお話ししたいと思います。アンケートで寄せられるご意見やご助言は本誌をより良いものにしていくためにとても貴重です。たくさんのご意見をふまえ、日々試行錯誤を重ねていますが、特に心がけていることをいくつかご紹介します。

本誌は10代～80代以上と幅広い世代の方々にご愛読いただいています。専門的過ぎるといったお声をいただいたこともあり、何よりも「わかりやすさ」を第一に心がけています。年代を問わず、外交や国際協力の分野で使われている、聞き慣れない用語に戸惑っ

た経験をお持ちの方も多いと思います。また新聞や雑誌などでよく目にするけど、実は意味がよくわからない用語もあるでしょう。かつては「持続的な開発目標 (SDGs)」もそんな用語のひとつでした。今号でも「法の支配」など普段あまり使わない用語がいくつも登場していますが、わかりやすかったですか。

次に大事にしていることは「大局観」です。JICA Magazineのなかでも「特集」は常に上位3位以内に入る人気コーナーですが、JICAの事業を紹介するだけでなく、なぜ日本がその地域・国、分野で協力する必要があるのかを、国際情勢やその国、課題の状況、過去、現在、そして未来の日本との関係など、全体的な状

況とともに説明することになっています。その際、外部の専門家の知見もお借りしています。

3点目は、いろいろな形で国際協力へ参加している方々を紹介することです。アンケートでも「私にできる国際協力を教えて」といった声もいただいています。国際協力にはJICAだけでなく多くの方がさまざまな思いをもって関わっています。何歳からでも、日本にいらながらも参加できます。本誌が読者の皆さまにとって自分なりの国際協力を見つけるヒントを提供できればと思っています。

今後も皆さまのご意見、ご感想をお待ちしております。

広報部長 竹田幸子

JUNE 2023

Jica Press

インド・ムンバイ湾横断道路建設の支援を継続

写真提供：MMRDL&T-IHI Consortium



全長約18kmと、完成すれば東京湾アクアラインよりも長い海上道路となる。在インドの日本企業からもビジネスの活性化、活動の効率化への期待が高まっている。

2月27日、JICAはインド政府とムンバイ湾横断道路建設事業(第三期)への円借款貸付契約を締結した。この横断道路は、ムンバイ中心部からムンバイ湾を挟んだ対岸のナビムンバイ地域を全長約18kmの海上道路と全長約4kmの陸上アプローチ道路でつなぐというもの。

インドの国外貿易、金融、商業の中心地であるムンバイは都市圏人口約1,800万人*。近年急速な都市化が進み、人口過密、

慢性的な交通渋滞、土地価格高騰とさまざまな課題が負の連鎖を起こしていた。中心部は半島の先端にあり開発余地が少ないことから、インド政府は対岸の人口約110万人*のナビムンバイ地域の都市開発を推進してきた。

横断道路の開通は、湾をぐるっと周回する道路と鉄道が各1本のみであった両地域の連結性を改善するだけでなく、地域の生活環境の改善、経済成長とさまざまな貢献が期待されている。

* 2011年国勢調査

アンケートのお願い



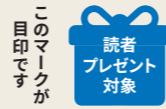
冊子や記事内容についてのご意見、ご感想をお待ちしております。お寄せくださった方の中から、抽選でプレゼントを差し上げます。スマホやタブレットで上のQRコードを読み取り、アンケートにご回答ください(JICA Magazine公式サイトのアンケートページが立ち上がりませう)。

*お寄せくださったご意見・ご感想は、本誌やJICAのウェブサイトに転載する場合があります。あらかじめご了承ください。
*ご回答いただいたアンケートに関連し、新たに取材など協力をお願いする場合がございます。
*ご記入いただいた個人情報、プレゼントの発送、誌面の向上および取材協力依頼のための連絡以外の目的では使用いたしません。
*当選者の発表は発送をもって代えさせていただきます。

応募締め切り▶2023年7月31日

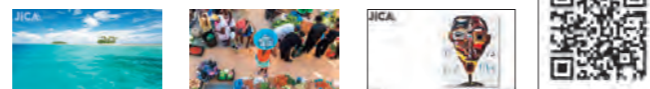
2023年6月号のプレゼント

- 1 書籍▶2名様
『世界を変える日本式「法づくり」途上国とともに歩む法整備支援』(P37に詳細)
国際協力機構編 佐藤直史 監修/文芸春秋企画出版部
- 2 書籍▶2名様
『もしも世界に法律がなかったら「六法」の超基本がわかる物語』(P37に詳細)
木山泰嗣 著/日本実業出版社
- 3 書籍▶2名様
『僕らが生きているよのなかのしくみは「法」でわかる～13歳からの法学入門』(P37に詳細)
遠藤研一郎 著/大和書房
- 4 オリジナルトートバッグ▶15名様



オリジナルトートバッグ A4サイズの書類がゆったり入ります。

JICA Magazine公式サイトでオンライン壁紙プレゼント



次号予告 特集 ASEAN

2023年8月1日発行

2023年、友好協力50周年を迎えた日本とASEAN。信頼を築いた半世紀を振り返り、ともに切り拓いていく未来を展望します。

MORE STORIES

- 4月10日 | ラオス 「モンスーン風力発電事業」への融資契約に調印
東南アジア最大規模の再生可能エネルギー発電で、ラオスやベトナムの電力供給やCO₂削減に寄与
- 4月15日 | モザンビーク サイクロン被害に対する緊急援助物資を供与
記録的サイクロン「フレディ」被害への支援に加え、日本の水害対策に関する知見を共有していくことを表明
- 4月28日 | タンザニア 農業基盤構築のための円借款貸付契約を調印
食糧安全保障危機に対応し、種子や肥料の供給拡大で価格高騰のタンザニアを支援



JICAのニュース&トピックスをもっと読みたい方はアクセス!

<https://www.jica.go.jp/information/index.html>

私たちの SDGs

13



●SDGs (Sustainable Development Goals) とは、持続可能な開発目標のこと。世界では、よりよい未来のために2030年までに17の目標達成を目指しています。

バックナンバーを
公式サイトで
チェック！



教室は、NHKアナウンサーが進行役となり、全国各地の小学校4校をオンラインでつないで進められる。同じ学校内だけでなく、ほかの学校とも楽しく広く意見交換ができると評判も上々で、これまでに155校、約6,500人の児童が参加している。参加申し込みは、右にあるQRコードにアクセスを。



小学生が楽しく学ぶ メディア・リテラシー教室



スマートフォンやSNSなど子どもたちを取り巻くメディア環境が急速に変化するなか、2021年にNHKが立ち上げたのが、「つながる！NHKメディア・リテラシー教室」だ。小学5、6年生を対象とした体験教室で、NHKと全国各地の小学校4校をオンラインでつないで授業を行う。狙いは、あらゆるメディアにおいて「送り手の意図を踏まえ情報を読み解く力」と「影響力を意識して情報を発信できる力」を身につけることだと、進行役の1人、大橋拓アナウンサーは言う。

たとえば映像編集に関する学習では、小学生向けメイク動画で人気のユーチューバーの紹介番組を扱う。街頭インタビューで多数の小学生がメイクに肯定的なコメントを言った後、ユーチューバーが登場するという内容だ。問題は、実際の街頭インタビューでは賛成と反対の意見が半々だったということ。あらためて、反対意見も交えた映像を視聴し、「この編集はありかなしかな？」を考えるのだ。

「ユーチューバーの紹介なのだから賛成意見が多いほうが伝わりやすい」「制作者が意図的に取捨選択するのはよくない」。そんな賛否両論の意見を生徒たちが交わすのだが、進行役である大橋さんは

「正解」を教えることはしない。「大事なものは多様な意見を聞くこと。メディアを通した情報には送り手の意図があり構成されているのを理解すること。そういった視点をもってメディアに向き合い、自分で積極的に情報について考えをめぐらすことが大切なのです」

ほかにも、アップとルーズさまざまな画像から4枚を選んでケーキ店のCMを作り、発信者の視点を体感する学習も行う。生徒からは、「加工・編集されている画像や動画が身近にあることを知った」「他校の意見を聞くことができて楽しかった」、先生からは、「情報リテラシーは正解が一つではないため教えるのが難しい。ノウハウがなかったのも助かっている」などの感想が寄せられている。

今、極端に偏った情報やフェイクニュースによって社会の分断が進んでいるといわれる。それを食い止めるためにも、未来を担う子どもたちに早い時期からメディア・リテラシーを学んでもらうことが重要だと大橋さんは言う。「立場が違えば『正しい』と思うものも変わります。それぞれの立場の違いを理解して想いを馳せることが大切です。それが健全な民主主義社会をつくっていくのだと思います」